# 第3章

# 党政関係の実態

----経済・社会開発計画作成過程の事例から----

山田紀彦

#### はじめに

一党支配体制国家にとって、どのような党政関係を構築するかは統治にとって非常に重要な問題である。裏を返せば、党政関係の解明は一党支配体制国家の統治メカニズムを理解するうえで重要な鍵といえる<sup>(1)</sup>。では、ラオス人民革命党はどのような党政関係を構築しているのだろうか。経済・社会開発計画作成過程の事例から、ラオスの党政関係を明らかにすることが本章の目的である。

党による国家への指導にはさまざまな方法がある。中国の党政関係を分析した渡辺剛によると、党による直接的な行政執行、党による国家機関への命令、国家機関内に設置された党組織を通じた指導、党と国家幹部の兼任、党による国家幹部の人事管理などがあり、これらは「内部統制・外部統制・人事権の独占の三つ」にまとめられる(渡辺 [1995: 231-232])。

ラオス人民革命党(以下,党と記す)も制度上は中国共産党と同じような 国家への指導体制を確立している。党幹部が国家幹部を兼任し,党が国家に 命令を下し,国家機関内には党組織が設置され,党が国家幹部の人事管理を 行っている。これまで,ラオスの党政関係を扱った研究は少ないが,いくつ かの指摘がなされてきた。 ラオス研究を代表するマーティン・スチュアート・フォックス(Martin Stuart-Fox)は党幹部が国家幹部を兼任していることを理由に「2つの別々の機関が存在しているかのように、ラオスにおいて党=国家関係を論じることには意味がない」(Stuart-Fox [1986: 81])と主張している。さらに2004年の論考では「政策は党によって決定され、政府は党の執行機関でしかなく、はじめに党政治局によって決定されなければ指導力を発揮できない」(Stuart-Fox [2004: 8-9])と述べている。つまり、党の国家に対する優位を絶対視してきたのである。これは教育省内の政策決定過程に言及した Adams et al. [2001] にも共通している。

一方、瀬戸 [2005, 2008, 2009] は、ヴィエンチャン県における人事や計画・事業形成過程、また予算過程から、ラオスの党政関係の一端を明らかにしている。瀬戸はすべての意思決定が党によるトップダウンで行われるのではなく、党と国家機関の間で調整が行われること、県での計画・事業作成過程に県党常務委員会が関与すること、そして、県知事が大きな裁量権を有していることなどを明らかにした。これらの発見はラオスの党政関係の解明に大きく貢献している。

しかし瀬戸の研究は、ヴィエンチャン県1県のみの聞き取り調査にもとづいており、他県の事例は扱われていない。また、国家機関内や郡以下の党組織の役割もよくわからない。さらに、県党書記と県知事を同義に論じ、党と国家を分けていないという問題もある。つまり、スチュアート・フォックスと同様の視点に立ち、幹部個人が党と国家に二重に帰属することで、党による国家の指導が保障されると捉えるのである。

たしかに、本書第2章でも指摘されているように、今でも「人治」はラオス政治において重要な意味をもっている。党幹部が国家幹部を兼任することで党による国家への指導は一応確保される。しかしそれは党による国家管理の一面にすぎない。党政関係をより包括的に理解するには、党が組織としてどのように国家を指導しているのか、組織的関与のあり方を明らかにする必要があろう。

そこで本章は、各級行政単位と国家機関に設置された党組織が<sup>22</sup>. どのよ うに経済・社会開発年次計画(以下、経済計画)作成渦程に関与するのかを 考察し、国家に対する党の組織的関与のあり方を明らかにする。経済計画を 事例として取り上げるのは、中央から末端まですべての行政級と国家機関で 計画が作成されるためである。ラオスの行政級は4級(中央、県、郡、村) からなっており、それを縦に貫くように中央省庁が郡まで出先機関を置いて いる。つまり、経済計画を取り上げることで、同じ事象に関する党組織の関 与を縦と横それぞれから考察し比較検討することができる。これにより党政 関係をより包括的に理解することが可能となろう。

本章は以下のように構成される。第1節では、建国以降、党や政府文書に おいて経済計画作成過程がどのように規定されてきたかを確認する。ここで は、建国からこれまで党が理想とする経済計画作成過程に変化がないこと、 また、計画作成過程における党の組織的関与が確立したのは1990年代である ことが示されよう。第2節以降は、2005/06年度と2006/07年度経済計画を事 例に(3) 実際の経済計画作成過程を跡づける。まず第2節では中央から村ま での経済計画作成に関する通達過程(作成と伝達の2つの過程を含む)を、そ して第3節では、村から中央までの経済計画作成過程を考察し、両過程に党 組織がどのように関与するのかを明らかにする。そのうえで、「おわりに」 では経済計画作成過程にみられる党政関係の特徴を示す。そこでは結論とし て、下級における党組織の役割は統一されていないが、計画が下級から上級 に送られる際や重要な段階では必ず当該級の党最高意思決定機関が関与する こと、また、党の国家に対する優位は問題により流動的であることが示され よう。

本論に入る前に2つの点について明確にしておきたい。第1は党組織の関 与についてである。本章では、党の組織的関与という場合、党組織が決定を 行うか、もしくは、方針を示したり助言を与えたりするなど、国家機関に対 し何らかの働きかけを行うことと定義する。つまり、党組織がどのような形 であれ、経済計画作成過程に「参加」することを関与とみなす。このように

広く定義することで党の関与と非関与を明確に区別できると考える。

第2は調査方法についてである。経済計画作成過程は政府文書と関係各機関での聞き取りにもとづき跡づけている。聞き取りは2004年から2009年にかけて主に中央の計画・投資委員会(Committee for Planning and Investment: CPI)(4)とその県・郡出先機関、農林省とその県・郡出先機関、そして、村委員会(5)で行った。CPIとその出先機関は当該級の全体計画を作成する計画担当機関である。したがって、経済計画作成過程の全体像とそれへの党組織の関与を把握するには、CPIとその出先機関における計画作成過程を知る必要がある。一方、CPIとは別に、個別省庁の計画作成過程と党組織の関与を考察するため、1府15省あるなかから農林省を選んだ(6)。理由は、農業がGDP全体の約45%を占め(7)、労働人口の約75%を吸収する最も重要な分野であるため(8)、行政と住民の関係が深く、村レベルでの計画作成過程だけでなく、計画作成における郡と村の関係も把握できると考えたからである。つまり、計画全体を担当する機関と個別省庁の2つの過程から経済計画作成過程を跡づけることになる。

聞き取りに関する詳細は章末の付表に記している。聞き取りは、全17都・県のうち12都・県で行ったが<sup>(9)</sup>、諸事情によりすべての県で統一的な聞き取りを行えていない<sup>(10)</sup>。県と郡の計画部門、また、農林部門で聞き取りを行い、かつ同県内の村でも聞き取りを行えたのは 4 県 ( ルアンパバーン、サワンナケート、チャンパーサック、アッタプー)だけである。ただ、全体では県計画・投資課は12県、県農業・森林課は11県、郡計画・統計事務所は13郡、郡農林事務所は 9 郡、村は 5 県 16 村で聞き取りを行った。したがって設定した課題に応えるには必要な聞き取りを行えたと考える。以下の考察は統一的な聞き取りを行えた4 県を中心に行い、他県での聞き取り内容は傍証として適宜参照することとする。

# 第1節 党・政府文書からみた経済・社会開発計画作成過程

現在の経済計画作成過程は基本的に中央計画経済体制時代に考えられていた過程とほとんど変わっていない。それは、政府通達が下級に公布されるトップダウンの過程と、下級から計画が作成されるボトムアップの過程である。 以下では、建国以降の経済計画作成過程を簡単に振り返ったうえで現在の計画作成過程が党・政府文書でどのように規定されているのかを確認する。

#### 1. 建国後の経済計画作成過程

党が経済計画作成過程の制度化に着手するのは1977年2月の第2期党中央執行委員会第4回総会(第2期4中総)からである。第2期4中総では、本書の第1章や第2章でも示されたように部門(セクター)による統一的指導を確保しつつも、地域の実情に即した合理的な経済管理体制(以下、部門と地域に即した経済管理体制)の構築が課題となった。そのため、経済計画作成過程もこの経済管理体制に整合的であることが求められたのである<sup>(1)</sup>。

建国後から憲法が公布される1991年まで経済計画を規定した政府文書は少なくとも3回公布されている。ひとつは1978年7月31日付の閣僚議会による「経済管理における各省の任務、権利、責任に関する規定」(Saphaa Latthamontii [1978a])、もうひとつは同日付の「経済管理における県級行政権力の任務、権利、責任に関する規定」(Saphaa Latthamontii [1978b])、さらに1988年3月12日付の「計画への転換に関する閣僚議会決議第10号」である。3つの文書内容に大きな違いがないため、ここでは決議第10号の規定をみることにする(Saphaa Latthamontii [1988])。

①郡人民行政委員会は経済・社会開発計画を作成し県に報告する。企業や 合作社,また家族も計画を作成し上級に報告する。

- ②県・特別市<sup>123</sup>人民行政委員会は経済・社会開発計画を作成し、閣僚議会と国家経済・計画・財政委員会<sup>123</sup>に報告し、関連する省にも計画を通知する。
- ③省は部門開発計画を作成し、閣僚議会や国家経済・計画・財政委員会に 報告し、また県や関連機関にも計画を通知する。
- ④国家経済・計画・財政委員会は国家経済・社会開発計画を作成し、党中央や閣僚議会に提案する。そして閣僚議会が承認した計画を全国の省、県・特別市に普及する。

以上からは、部門と地域に即してボトムアップにより計画が作成され、最 終的には党中央にも提出する方針がとられていたことがわかる。

しかし実際の計画は規定どおりに作成されていなかった。カイソーン (Kaysone Phomvihane) 党書記長は計画作成が中央集権的で官僚主義的であり, 国家計画委員会(当時)が地方や部門の状況や特徴, また資金, 原材料, 技術, 労働力を考慮することなく作成していたと指摘している (Kaysone [1984: 12-13])。聞き取りでも, 1991年以前は中央の国家計画委員会がトップダウンで計画を作成し, 中央と県だけでなく, 地方でも県と郡の関係が希薄であり, 計画作成で協力することはほとんどなかったと指摘されている。中央と地方が連携し, ボトムアップで計画が作成されはじめたのは1991年の憲法制定以降だという<sup>14</sup>。

#### 2. 1991年以降の経済計画作成過程

1991年8月15日,建国後初の憲法が公布され,地域別管理体制から部門別管理体制へと経済管理体制が変更された<sup>(15)</sup>。それまであった人民議会と人民行政委員会は廃止され、県には国家主席任命の県知事が(第53条),郡には首相任命の郡長がそれぞれ置かれたのである(第60条)(Sapahaa Pasaason Suungsut [1991])。それにともなって県や郡に置かれていた部門組織は中央省

庁の直轄機関となった。1993年5月8日、「部門別管理における方針と原則 に関する政治局決議第21号 | が公布され、部門別管理体制における省、地方 首長(県知事・郡長)。地方党委員会の役割と権限が定められた。そこでは計 画作成過程について次のように規定している(Samnakgaan Naanyok Latthamontii Kom Kaan Pokkhoong Lae Khumkhoong Latthakoon [1996])

- ①地方に置かれている省の課は自身の業務範囲において計画を作成する。
- ②各課は上級(中央の省を指す)に計画を送る前に県官房に計画案を送付 する。
- ③県知事は計画作成において各課の間の調整役となる。
- ④各課の計画案は県党執行委員会と県知事の合意を得たあとに中央の省に 送られる。
- ⑤県官房は県内各課の計画をまとめ県計画を作成する。
- ⑥省や国家機関は地方から送られてきた計画にもとづき全国計画を作成す る。

以上からは、経済管理体制が地域別から部門別となっても部門と地域に即 したボトムアップの計画作成過程が変化していないことがわかる。これまで と異なるのは、地方部門が計画を上級の省に送る前に県知事と県党執行委員 会の同意を得ることが明記されたことである。これは2つの点で重要である。 ひとつは地方計画作成過程での党組織の関与を規定したこと、もうひとつは 党中央が県党書記や県知事を通じて地方計画に介入できる仕組みを整えたこ とである。通常、県党書記や知事は党中央執行委員が務めている。したがっ て、制度的には党中央は彼らを通じて地方に自らの意志を反映させることが できるのである。しかし当然、地方には地方の利害があるため、両者の間で 利害調整が働くことになる。これについては、次節以降、経済計画作成過程 の詳細をみていくことでより明確に示されよう。

一方。郡については、官房への送付など決議で所々明記されていない点は

あるが、県と同様の過程であることは読みとれる。そして1997年、この第21 号決議をもとに CPI が計画作成マニュアルを作成した(Khana Kammakaan Phaenkaan Haeng Lat [1997])。また2002年8月7日には「経済・社会開発計 画作成と管理に関する首相令第135号」が公布された(Naanyok Latthamontii [2002])。これにより現在の経済計画作成過程が定まったのである。

図1は以上3つの文書で示された経済計画作成過程をまとめたものである。まず、首相が戦略や優先業務を記した指導命令書を各大臣と県・都(以下、県レベルとする)知事に公布し、その後 CPI が計画作成方法の詳細に関する指導命令を公布する。公布先は省庁と県レベルである。省はこの2つの文書にもとづき自らの指導方針を作成し、管轄する県部門(セクター)に送る。首相や CPI 文書の宛先は知事であるが、県レベルで実際に通達を作成するのは県計画・投資課(以下、県計画課)である。県計画課は上級の文書にもとづき県通達を作成し、県内の各部門組織と郡計画・統計事務所(以下、郡計画事務所)に通達を公布する。したがって、県の部門組織は上級の省と県計画事務所の2カ所から通達を受け取ることになる。県部門組織に公布する。郡計画事務所は県通達をもとに郡通達を作成し、郡内の各部門組織に通達を公布する。したがって、郡部門組織も上級の県部門と郡計画事務所の2カ所から通達を受け取ることになる。村にはいずれの通達も公布されない。

一方、計画は村から作成され、村の計画をもとに郡の各部門が計画を作成する。各部門は作成した計画を郡計画事務所と上級の県部門の2カ所に送るが、上級の県に送付する前には郡党執行委員会と郡長の同意を得なければならない。一方郡計画事務所は郡内の各部門計画をまとめ、郡全体計画を作成し、県計画課に送る。郡部門計画を受け取った県の各部門は上級の方針や県の状況なども考慮し、自らの部門計画を作成する。作成した計画は県計画課と上級の省に送る。ただ、上級の省に送付する前には県党執行委員会と県知事の同意を得なければならない。県計画課は県内の各郡や部門の計画をまとめ全体計画を作成し、公共投資プロジェクトの優先順位を決めるために県会

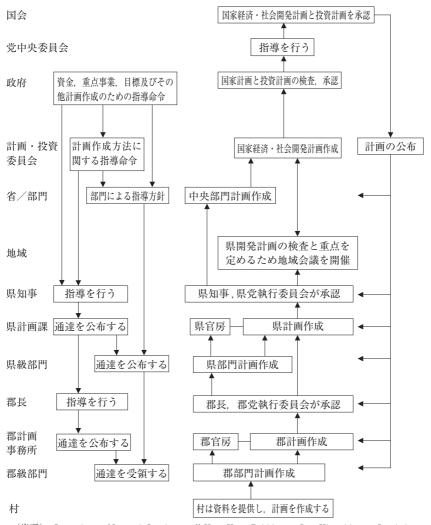


図1 経済・社会開発年次計画作成過程

(出所) Samnakgaan Naanyok Latthamontii Kom Kaan Pokkhoong Lae Khumkhoong Latthakoon [1996], Khana Kammakaan Phaenkaan Haeng Lat [1997], Naanyok Latthamontii [2002], 瀬戸 [2005: 95] をもとに筆者作成。

議を開催する。計画は県党執行委員会と県知事の承認を得た後に CPI に送られる。中央ではまず省が県部門計画をまとめ全国計画を作成し、CPI に送付する。 CPI は各省と協議し、また地域会議を開催し各県の計画を検討した後、各省と地方計画をまとめ、国家経済・社会開発計画を作成する。国家計画は政府閣議で検討された後、党中央執行委員会での審議を経て、最終的には国会に提出され承認を受ける。

以上が、党・政府文書で規定された経済計画作成過程の全体像である。しかし、規定からは各行政級や国家機関内に設置されている党組織の関与はよくわからない。そこで以下では2005/06年度と2006/07年度経済・社会開発計画の2つを事例に、実際の経済計画作成過程を考察し、そこに各党組織がどのように関与するのかをみることにする。

# 第2節 経済・社会開発計画に関する通達過程

# 1. 中央における通達過程

図1にあるように経済計画の作成は政府通達の公布から始まる。政府通達には首相指導命令と CPI 指導命令の2種類があり、具体的な指示は CPI 指導命令にて行われる。

たとえば、2005/06年度計画については、CPI 委員長が2005年 5 月27日付の CPI 文書第491号にて、首相に対し2005/06年度計画作成に関する首相命令に署名するよう提案を行った<sup>166</sup>。そして、5 月26日~27日に開催された月 例閣議にて計画作成に関する協議が行われた後 (*Pasaason*、2005年 5 月30日)、首相と CPI から文書が公布された。

まず,2005年6月6日,「2005/2006年度経済・社会開発計画作成に関する 計画・投資委員会指導書第553号」が,各大臣,省,省と同格機関の長,ヴィエンチャン市長,各県知事,サイソンブーン特別区長に対して公布された。 内容は、GDP成長率を 7~7.2%、産業別では農業3.0~3.5%、工業11.5~12.0%、サービス業8.0~9.0%、国内歳入を前年度比18~19%増、政府公共投資は ODA プロジェクトや貧困削減プロジェクトを優先に総額を前年度比10%増とするなど、計画策定の詳細である。そして、各県は計画を 6月10日までに CPI と中央の省に送付し、省は 6月15日までに計画を CPI に送るよう定めている (Khana Kammakaan Phaenkaan Lae Kaan Longthuen [2005b])。

約1週間後の6月14日,「2005/2006年度経済・社会開発と国家予算計画作成に関する首相命令第08号」が公布された。公布先はCPI通達と同じである。内容はGDP成長率などCPI文書よりもおおまかなマクロ経済数値目標を定めたにすぎず、計画作成の期日も明記されていない。また、CPIに対して計画作成の詳細を関係各機関に通達するよう命じている(Samnakgaan Naanyok Latthamontii [2005])。つまり内容からは、首相命令は本来規程のとおりCPI通達より先に公布されるべき文書と判断できる。CPIへの聞き取りでは2005/06年度が特別としているが(調査番号81、本章末の付表参照。以下同じ)、2006/07年度もCPI通達が首相命令より先に公布されている<sup>157</sup>。

この2つの文書を作成するのは CPI 総計画局マクロ経済総合分析課である。GDP成長率などの数値目標は、国家統計所、財務省、ラオス銀行研究局、商業省<sup>IIS</sup>、外国投資管理・奨励局<sup>IOI</sup>や国家経済研究所などの関係各機関から提供されたデータにもとづき計算される。その際、これら機関と協議することもある。マクロ経済総合分析課が草案を作成後、総計画局内で数値目標や投資重点分野を検討し、草案は修正後に CPI 委員長に送られる。委員長は文書草案を承認後、CPI 官房を通じて首相府官房に送付する。この一連の過程で CPI 内の党委員会が関与することはない(調査番号81)。

首相府官房<sup>20</sup>は閣議提出前に草案の最終チェックを行う。担当は研究・総括局経済課である。おもな検討事項は CPI 通達案と国家予算計画に関する財務省通達案の内容が整合的であるかという点である。実際は,作業がルーティン化し詳細な検討は行っていないが,必要に応じて CPI と財務省に修正を命じる場合もあるという。最終案は首相が閣議に提案し,承認を得た後

に署名し公布される。この過程で官房内の党委員会が関与することはない (調査番号87)。

以上から明らかなように、経済計画に関する中央レベルの通達過程においては、通達の素案が作成される CPI においても、通達案を検討する首相府官房内においても、党組織の関与はみられなかった。また、研究・総括局によると、一連の過程で通達案が党中央執行委員会に提出されることもないという(調査番号87)。つまり、中央における通達過程では党組織は一切関与しないのである。

#### 2. 地方における通達過程

図1で示したように、中央の通達を受け取った県では計画課が県通達を作成し、県内の各セクター組織と下級の郡計画事務所に公布する。郡も同様に、県通達を受け取った郡計画事務所が郡通達を作成し、郡内の各セクター組織に公布する。表1は調査を行った県・郡の通達過程である。表からは各県や郡の過程が多様であることがわかる。以下では当該級の党最高意思決定機関が関与する2つの事例をみることにする。

(1) 党常務委員会の関与――ルアンパバーン県とボリカムサイ県の例(調査番号10, 12, 24) ――

ルアンパバーン県は中央通達受領後、県党常務委員会や各課が参加する会議を開催し、公共投資額や県重点開発地域など県戦略について話し合う。2006/07年度計画については、2006年4月21日にCPIが指導書を(Khana Kammakaan Phaenkaan Lae Kaan Longthuen [2006])、また、4月24日には首相が命令第06号を公布した(Samnakgaan Naanyok Latthamontii [2006a])。県は2つの文書受領後、県党常務委員会の指導にもとづき、計画課が2006年4月24日付で会議招集に関する計画課通達第412号と<sup>201</sup>、2006/07年度計画作成を指示する計画課通達第413号を公布した。通達内容は計画作成期日を5月10日

と定めているのみで、とくに県戦略ついては記されていない<sup>22</sup>。つまり、ルアンパバーン県では通達過程に県の党最高意思決定機関である党常務委員会が関与するが、通達内容からは関与が形式的にすぎないと判断できる。同じことがヴィエンチャン県やチャンパーサック県などの他県でもみられた。

一方で、ボリカムサイ県の2006/07年度経済計画では CPI 設定数値よりも高い県独自の GDP 成長率目標や公共投資増加率が定められている 県計画課での聞き取りでは、中央通達の対象は全国であるため、県独自の状況や特徴にあわせた目標を設定するには党常務委員会と相談する必要があるとしていた(調査番号24)。したがって、ボリカムサイ県はルアンパバーン県と異なり、党常務委員会が具体的な指導を行ったうえで通達が作成されているのである。

次に、郡レベルをみてみよう。ルアンパバーン郡計画事務所は県通達受領後、郡長と郡党常務委員会の指導を受けながら、郡通達を作成し各部門に公布する。2006/07年度計画については、2006年4月26日に郡党常務委員会通達第146号が公布され、5月28日に2006/2007年度計画作成に関する計画事務所通達第33号が公布された<sup>24</sup>。通達内容は、計画作成期日を5月30日と定めているにすぎず、とくに郡特有の戦略などは記されていない。したがって、県と同様に郡党常務委員会の関与は形式的と考えられる。これは党常務委員会が関与するその他の郡でも同様であった。また、県の期日と郡の期日が齟齬を来しているが、聞き取りでは、毎年作成される経済計画作成過程がルーティン化し、通達公布前に計画作成作業に入るため、期日はさほど重要でないと指摘していた<sup>263</sup>。

(2) 党常務委員会拡大会議の関与――アッタプー県サマッキーサイ郡の例 (調査番号76) ――

アッタプー県サマッキーサイ郡では、調査地のなかで唯一通達過程で党常 務委員会拡大会議が開催される。サマッキーサイ郡では、県計画課通達を受 領後、郡党常務委員会が拡大会議を開催する。党常務委員会拡大会議とは常

表1 県・郡計画部門

	過程	ポンサ リー県	ルアンナム	ター県	ウドムサ イ県	ルアン パバーン県
	県知事が計画課・財務課・郡に通達を公布する	Х	X		X	×
	官房が計画課・財務課・郡に通達を公布する		×		X	1
	県会議で口頭で中央通達と県戦略を伝える	Х	X		Х	Х
	県会議(県党常務委員会参加)を開催し通達内容を協議する	Х	(1)		Х	2
	県知事が計画課に通達を公布するよう指示する	1	(2)		Х	×
	計画課が通達を作成する	2	3		1	3
	その際、課内会議を開催する	_	X		X	X
県	その際、財務課と協議する	_	X		X	X
	その際、課長・副課長と協議する	_	X		X	X
	その際,県知事と協議する	_	3		X	×
	その際、党常務委員会と協議する	_	X		1	3
	計画課が通達を公布する	3	4		2	×
	知事(副知事)が通達を公布する	Х	X		X	X
	官房が計画課とは異なる通達を公布する	Х	Х		X	4
	通達・計画作成に関する説明会を開催する	X	X		Х	×
		郡での 調査なし	ルアンナ ムター郡	シン郡	サイ郡	ルアン パバーン郡
	郡党常務委員会会議で戦略を協議する	_	1	×	X	1
	郡党常務委員会拡大会議にて県通達と郡の戦略を口頭で伝える	_	×	Х	X	×
	郡会議にて県通達と郡の戦略を口頭で伝える	_	×	Х	X	×
	経済専門委員会で口頭で伝える	_	×	1	×	×
	計画事務所が郡通達を作成する	_	2	X	1	2
郡	その際、郡長・副郡長と協議する	_	×	X	X	2
印	その際、官房と協力する	_	×	X	1	X
	その際、党常務委員と協議する	_	×	X	X	2
	計画事務所が通達を公布する	_	×	×	(2)	3
	官房の承認を得た後に計画事務所が通達を公布する	_	3	X	X	×
	郡長・官房が通達を公布する	_	×	X	(3)	Х
	通達・計画作成に関する説明会を開催する	_	×	Х	X	×

<sup>(</sup>出所) 聞き取り調査をもとに筆者作成。

<sup>(</sup>注) 数字は作成順序を示す。( )は実施される場合とされない場合がある。×は実施されない、

# における通達過程

ヴィエン チャン県	首都ヴィエ ンチャン	ボリカムサ イ県	カムアン県	サワンナケー	- ト県	サラワン県	セコーン県	チャンパー サック県	アッタプ ー県
Х	X	×	×	X		×	×	×	1
X	1	Х	X	Х		X	1	Х	Х
×	Х	Х	Х	1		Х	Х	Х	Х
Х	Х	Х	Х	Х		X	X	1	Х
Х	X	×	×	Х		×	×	×	Х
1	2	1	1	Х		1	2	2	2
X	×	2	_	X		×	2	×	X
1	×	×	_	X		×	×	×	X
X	×	×	_	X		×	×	2	X
1	×	1	×	X		1	×	×	2
1	×	1	_	X		×	×	×	2
2	3	(2)	2	X		2	3	3	3
X	×	(2)	×	X	X		×	×	4
X	×	×	3	×		3	×	×	X
X	×	×	×	X		×	×	×	5
ポンホー ン郡	郡での調査 なし	パクサン郡	タケーク郡	ウトゥム ポーン郡	カイソ ーン郡	サラワン郡	ラマーム郡	パクセー郡	サマッキ ーサイ郡
X	_	×	×	×	1	×	×	×	X
X	_	X	X	×	X	×	×	Х	1
X	_	X	X	1	X	×	×	Х	X
X	_	X	X	×	X	×	×	Х	X
1	_	1	1	×	2	1	1	1	X
1	_	1	X	×	X	×	1	×	X
X		X	1	X	X	×	1	X	X
×	_	1	×	×	×	×	1	×	×
2	_	X	X	X	3	(2)	X	2	X
×	_	×	2	X	Х	×	2	X	Х
X	_	2	X	X	Х	(2)	(3)	Х	Х
X	_	X	X	×	X	×	×	3	X

<sup>-</sup> は不明を意味する。また、網かけ部分は党組織の関与を示している。

務委員以外の党・国家組織代表が参加する会議であり、サマッキーサイ郡では毎週金曜日に開催されている。参加者は、郡党書記(兼郡長)、副書記、党常務委員、党執行委員、各事務所長、大衆組織、軍、公安の代表、また開発村グループの代表<sup>®</sup>である。つまり、通達過程で党や国家機関の代表が一堂に集まる会議が開催されるのである。しかし、この会議では県通達の内容が口頭で伝えられるだけであり、とくに郡独自の戦略が伝えられるわけではない。したがって、党常務委員会の関与は形式的だと考えられる。

党組織の関与を基準に地方の通達過程を分類すると表2のようになる。表からは、通達作成の段階で党常務委員会が関与する県や郡があることがわかる。関与の仕方は、党常務委員会の単独会議、計画課に対する党常務委員会

表 2 地方計画部門の通達過程における党組織の関与

	県名
党常務委員会が参加する県レベルの会議が	ルアンパバーン県、チャンパーサック県、
開催される。	ルアンナムター県
県計画課が通達を作成する際、党常務委員	ヴィエンチャン県,ボリカムサイ県,ウド
会や指導層の指導を受ける。	ムサイ県、アッタプー県
場合によって党常務委員会が関与する。	サワンナケート県
党組織が関与しない。	セコーン県,首都ヴィエンチャン,ポンサ
	リー県
郡レベル	郡名
郡党常務委員会が単独で戦略を協議する。	ルアンナムター郡 (ルアンナムター)
計画事務所が通達を作成する際、党常務委	ラマーム郡 (サラワン), パクサン郡 (ボ
員会と協議する。	リカムサイ), ルアンパバーン郡 (ルアン
	パバーン)
郡党常務委員会拡大会議が開催される。	サマッキーサイ郡 (アッタプー)
党組織が関与しない。	タケーク郡(カムアン),サイ郡(ウドム
	サイ), サラワン郡 (サラワン), パクセー
	郡 (チャンパーサック), ポンホーン郡
	(ヴィエンチャン)

<sup>(</sup>出所) 聞き取り調査をもとに筆者作成。

<sup>(</sup>注) かっこ内は県名。

の個別指導,または党常務委員会拡大会議の開催など、いくつかのパターンに分けられる。ただ、ルアンパバーン県やアッタプー県の事例が示すように 党常務委員会の関与は形式的にすぎず、党常務委員会が具体的な指示を与え 関与したと考えられるのはボリカムサイ県だけであった。また、計画課や計 画事務所内の党組織が関与するところは1カ所もなかった。つまり、通達過程では党組織の実質的な関与はほとんどないということができる。

では次に、農林省の事例から個別省庁における通達過程をみることにする。

#### 3. 農林部門の通達過程

首相命令と CPI 通達を受領後、農林省計画局は大臣の指導を受けながら農林省通達を作成する。この際、省内党委員会が関与することはない。また通達は省内の関係各部局に送付されるが、県農林部門には送られない。年次計画に関する実際の通達は入手できなかったが、第6次5カ年(2006~2010年)計画に関する2004年10月28日付の農林省官房通達第1722号が省内の部局に公布された一方で、県に公布されていないことは確認している<sup>657</sup>。計画局によると、県農林部門の執行予算は農林省ではなく県予算に組み込まれており、県農林課が CPI 通達と県通達をもとに計画を作成するためだという(調査番号84、85、86)。

しかし、すべての省が県に通達を公布しないわけではない。たとえば、通信・運輸・郵便・建設省<sup>288</sup>は2005/06年度計画に関する通達を2005年5月16日付で中央関係各機関と地方の部門に公布している<sup>289</sup>。商業省や工業・手工業省<sup>280</sup>も通達を地方部門に公布する(調査番号40,41)。農林省も全国規模の計画作成を必要とする乾期栽培計画や雨期栽培計画などに関する通達は各県に公布している。では、農林省通達を受領しない県農林部門はどのような通達過程をたどるのだろうか。

たとえば, ウドムサイ県農林課は県計画課通達を受領後, 課内の党単位が 計画作成に関する協議を行い, 各班(灌漑や畜産など)を招集し計画作成に

	過程	ポンサリー県			ルアンパ バーン県	
	農林課が通達を作成する	1		1	1	1
	その際、課内会議を開催する	×	≐ur	1	_	×
ıH	その際、課内委員会と相談する	×	調査	X	_	×
県	その際、課内党単位から指導を受ける	×	なっ	1	_	×
	その際、郡農林部門と協議する	×	L	X	_	×
	農林課が郡農林部門に通達を公布する	2		2	2	2
-1117	課内協議を行い、県通達内容を伝える	_	×	_	_	_
郡	経済・社会開発業務グループで伝える	_	1	_	_	_

- (出所) 聞き取り調査をもとに筆者作成。
- (注) 数字は順序を示す、( ) は実施される場合とされない場合がある。×は実施されない、

おける担当を振りわける。党単位とは、正党員が3人以上いる場所で設置できる末端の党組織である(Kot Labiap Khoong Phak Pasaason Pativat Lao Samai Thii VIII [2006])。その後、農林課官房が通達を作成し郡農林事務所に公布する(調査番号18)。ただ、実際の通達と郡における過程は確認できていない。一方、ヴィエンチャン県農林課では課内の党単位が関与することはない(調査番号21)。県農林課は県計画課通達を受領後、農林課通達を作成し郡農林事務所に公布する。たとえば、2006/07年度計画については、県計画課通達受領後の2006年4月21日、県農林課通達第1043号を課内の各班や県関連各機関、また郡農林事務所に公布している。内容は県計画課通達の要約であり、とくに農業戦略が記されているわけでもない。県農林課と郡計画事務所の通達を受け取ったポンホーン郡農林事務所では所内の各班に通達内容を伝える。その際、とくに事務所内の党単位は関与しない(調査番号23)。

表3は地方農林部門の通達過程である。県レベルで党組織が関与するのは ウドムサイ県だけであり、郡では党組織の関与はまったくみられなかった。 つまり、地方の通達過程では、全体の過程でも、またセクターの過程でも、 党組織が実質的に関与することはほとんどないのである。

における通達作成過程

首都ヴィエ ンチャン	ボリカム サイ県	カムアン県	サワンナ ケート県	サラワン県	セコーン県	チャンパー サック県	アッタプー県
1	1	1	1	1	1	1	1
X	×	_	×	1	×	1	X
X	×	_	×	×	1	×	X
X	×	_	×	×	×	×	X
X	×	_	×	×	1	×	X
2	2	2	2	2	2	2	2
_	×	_	×	1	1	1	1
	_	×	×	×	×	×	X

<sup>-</sup> は不明を意味する。また、網かけは党組織の関与を示す。

# 第3節 経済·社会開発計画作成過程

本節では、通達過程とは反対に村、郡、県、中央とボトムアップで作成される計画作成過程をみていく。まず、計画作成における村の役割を確認し、 その後計画作成過程を跡づけることにする。

#### 1. 村の過程

CPI マニュアルでは計画作成への住民参加が、また首相令第135号では村レベルでの計画作成が規定されている(Khana Kammakaan Phaenkaan Haeng Lat [1997]、Naanyok Latthamontii [2003])。つまり、制度上は村では住民参加により経済計画が作成されることになる。しかし実際、村には中央の通達や農林部門の通達は公布されていない。また筆者が調査を行った16村のうち15村は計画を作成していなかった<sup>622</sup>。計画が作成されるのは、開発重点地区などに定められ CPI の支援が行われている村を中心としており、多くの村では計画を作成していない(調査番号82)。一般的に、経済計画作成過程におけ

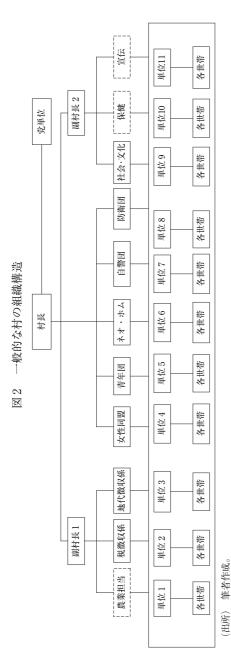
る村の役割は村内のデータ収集であり、とくに農業データを郡に提供することである。まず村の組織を確認しておこう。

図2は一般的な村の組織図である。村には村長や副村長によって形成される村委員会(カナ・バーン)が設置され、その下にネオ・ホム(統一戦線)、女性同盟や人民革命青年団などの大衆組織、また、農業や地代徴収担当などの業務担当が置かれている。そして村委員会を指導する党組織として党単位が設置されている。前述のように、党単位は3人以上の正党員がいてはじめて設置できる組織である。したがって、正党員が3人以下の村は近隣村と合同で党単位を設立することになる<sup>63</sup>。

村でのデータ収集方法は大きく2つある。ひとつは村委員会がデータ収集を行う場合である。たとえばサワンナケート県カイソーン・ポムヴィハーン郡 NK 村では、村長が各世帯を回り、家畜飼育数や種類などのデータを収集し郡に報告している(調査番号52,53)。もうひとつは郡職員が村でデータ収集を行う場合である<sup>54</sup>。ただ、データ収集の際、村人への聞き取りを行っていたのは調査を行った郡のなかでサラワン郡農林事務所だけであり、それ以外は村委員会との会合でデータを得ていた。

つまり、村の役割は直接または間接的に郡にデータを提供することである。 そして、以上のデータ収集過程において村の党単位が関与するとしたのはル アンナムター郡 NG 村だけであった。ただこれは村委員会の活動を党単位が 確認するためであり、党単位の関与は形式的なものにすぎない。主なデータ 収集は経済担当副村長が行っていた(調査番号9)。では、村レベルのデータ をもとに農林部門はどのように計画を作成するのだろうか。

以下では、計画作成の順に沿って、まず部門計画作成過程をみるために農 林省の事例を考察し、その後計画作成過程の全体をみることにする。



(注) [[]]は村によって設置されている担当を示しているが,ここに記した以外にもさまざまな担当が置かれている場合がある。また,1単位 ごとの世帯数は各村によって異なっている。

#### 2. 農林部門の過程

郡農林事務所では村レベルで収集したデータにもとづき, 栽培や畜産などの各班が計画を作成する。その後, 事務班が郡農林部門全体計画をまとめる。計画は所長の承認を得た後, 県農林課と郡計画事務所に送られる。県農林課も郡と同様の過程であり, 計画作成後は県計画課と中央農林省に送る。ただ, 表4にあるように詳細は各郡・県で異なっている。以下, 党組織が直接関与する場合と間接的に関与する場合の2つの事例をみることにする

#### (1) 党組織が直接的に関与する場合

-----サラワン県の例(調査番号71,73)-----

サラワン郡農林事務所事務班は所長や各分野担当者と相談しながら計画を作成する。計画は所内委員会(課長、副課長2人より構成)に送られ、委員会の意見をもとに修正された後、党単位に送られる。農林事務所に独自の党単位はなく、商業、農業、計画、財務の経済4部門が合同で党単位を形成している。党単位は公共投資プロジェクト案の優先順位などを決定し<sup>680</sup>、計画執行方法などに関して協議する。複数の公共投資プロジェクトが提案されるため、それに対し優先順位を付けるのである。つまり、農林部門の計画は他部門の幹部職員を交えて党単位で協議され、最終承認を得ることになる。承認後、計画は郡計画事務所、官房、県農林課の3カ所に送られる。ただこの時点で郡長と党常務委員会の承認は得ていない。

県農林課では計画班が各郡の農林計画をまとめ県農林計画を作成する。計画はまず、課内委員会(課長、副課長2人、官房長で構成)に送られ、公共投資プロジェクト案の優先順位が話し合われ、修正意見が出される。修正後、計画は課内党委員会(課内委員会4人と残り1人は不明)に送られる<sup>569</sup>。課内党委員会では公共投資プロジェクト案の優先順位を決定し、また修正意見を出す。計画は修正後、課の全体会議で協議される。この会議には、商業や財

務などの関連する県の部門,また県知事,副知事,農業担当の県党常務委員 も出席する。会議結果にもとづき計画は再度修正され,課長の承認後に農林 省と県計画課の2カ所に送られる。

サラワン県農林部門の計画作成過程では郡・県ともに党組織が行政組織と は別に会議を開催し、直接関与している。

#### (2) 党組織が間接的に関与する場合

----アッタプー県の例(調査番号75.77)----

サマッキーサイ郡農林事務所では栽培、灌漑、森林、畜産などの各担当が 村レベルのデータをもとに県の各担当と相談しながら計画をまとめる。各班 の計画は事務班が所内委員会(所長と副所長2人により構成)と相談しながら 郡農林計画にまとめる。計画は所内委員会に送られ、そこで公共投資プロジェクト案の優先順位が決定され、また修正意見が出される。事務班は計画を 修正後、再度所内委員会に提出する。所内委員会の同意にもとづき所内全体 会議を開催し、計画承認後に郡計画事務所、郡官房、県農林課の3カ所に送 付する。この時点で、郡長や党常務委員会の承認は得ていない。また、以上 の一連の過程で所内にある党単位が直接関与することはない。聞き取りによ れば、理由は所内委員会メンバーと党単位メンバーが同一であり、所内委員 会の承認を党単位の承認と「みなす」ためである。

各郡農林部門の計画を受領した県農林課では計画班が県農林計画をまとめる。まず、計画班は課長や副課長で構成される課内委員会と協議し、計画作成に関する指導を受ける。作成した計画は委員会に送り、必要に応じて計画班が修正を行う。その後、課内全体会議を開催し、郡計画と県計画の整合性について検討し、計画を承認する。会議には党委員会メンバーである課長、党書記である副課長も参加しているため、党委員会が個別に会議を開催し計画を検討することはない<sup>65</sup>。聞き取りによると、郡と同様に全体会議への党委員会メンバーの参加を党委員会による承認と「みなす」ためだという。党委員会とは正党員が9人以上いる場所で設置できる組織であり、党単位より

表 4 地方農林部

				27. 1	>E/J DE/11-11-
		ポンサリー旧	ウドムサイ県	ルアンパ	ヴィエン
	過程	ホンリリー県	ソトムリイ県	バーン県	チャン県
	週任	.12 > .11. 11 =##7	11. 7.797	ルアンパ	.12 5 1- 5 . 717
		ポンサリー郡	サイ郡	バーン郡	ポンホーン郡
	各班が計画作成			1	1
	その際、県の分野担当と協議する			×	×
	その際、所長・副所長と協議する			×	×
	事務/計画班が郡農林計画を作成する			2	2
	その際、所内委員会と協議する			×	×
	その際,所内党単位と協議する			×	×
	その際、党常務委員会と協議する			×	×
	その際、県農林課と協議する			×	×
	所内委員会会議を開催する	調	調	3	_
郡	所内会議を開催する	查	調査な	4	×
าเค	党単位で承認する	査なし	なし	5	3
	郡長・副郡長と協議する		L	×	×
	県農林課・郡党常務委員会との会議			×	×
	所内会議を開催し計画を説明する			X	×
	所長が署名			6	×
	上級に送付			7	4
	<b>県農林課</b>			7	4
	郡長/官房			7	
	郡計画事務所			7	4
	郡財務事務所			X	×
	各班が計画作成	1	1	_	1
	その際、郡農林事務所と協力する	×	×	_	×
	事務/計画班が県計画を作成する	2	2	1	2
	その際、郡農林部門と協力する	×	×	_	×
	その際、各分野担当者と協議する	X	×	_	×
	その際、課内会議を開催する	2	×	1	2
	その際、課内党単位と協議する	×	×	_	×
	その際、課内委員会と協議する			_	
	課内委員会会議を開催する 課内会議で承認する	× 3	× 3	_	(3) ×
県	課内委員会会議で承認する	3 ×	3 X	_	4
	課内党単位で承認する	×	4	_	4 ×
	課内党委員会で承認する	×		×	×
	県指導層,関係各部門との会議	×	×	^	×
	宗有學層、関係合部门この云巌 課長が署名	4	5	2	5
	は 上級に送付	5	5 6	3	5 6
	上級に达行 農林省計画局	5	6	3	6
		) X	0 ×	ى -	
	郡農林事務所 県知事/官房	×	×		×
	県計画課	5	6	3	6
	<b></b>	) 0	Ü	ა	0

<sup>(</sup>出所) 聞き取りをもとに筆者作成。

<sup>(</sup>注) 数字は順序を示す。( ) は実施される場合とされない場合がある。×は実施されない,

# 門計画作成過程

ボリカムサイ県	カムアン県	サワンナ ケート県	サラワン県	セコーン県	チャンパー サック県	アッタプー県
パクサン郡	タケーク郡	カイソーン郡	サラワン郡	ラマーム郡	パクセー郡	サマッキー サイ郡
1		1	1	1	1	1
×		×	_	×	_	1
×		×	_	×	_	1
2		2	2	2	2	2
×		×	2	2	2	2
2		×	×	×	×	×
×		×	×	(2)	×	×
×		×	×	2	2	2
×	調	×	3	×	×	3
×	杳	×	×	×	(3)	4
3	査なし	3	4	×	×	×
4	L	×	×	×	×	×
×		×	×	3	×	×
×		×	5	×	×	×
×		4	6	4	4	5
5		5	7	5	5	6
5		5	7	5	5	6
×		5	7	5	5	6
5		5	7	5	5	6
×		5	×	×	×	×
1	1	1	1	1	1	1
×	×	×	_	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2
×	×	×	×	×	×	2
×	×	×	×	×	×	×
×	×	2	×	×	×	×
×	×	2	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	2
×	×	×	×	×	×	3
×	3	3	3	3	3	(3)
3	4	×	×	×	×	X
×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	4	×	×	×
×	×	4	5	×	×	×
4	5	5	6	4	4	4
5	6	6	7	5	5	5
6	6	6	7	6	5	5
×	×	0 ×	×	×	5 5	o ×
×	×	×	×	6	э ×	5
		× 6				
6	6	6	7	6	5	5

<sup>-</sup> は不明を意味する。網かけ部分は党組織の関与を示している。

も大きい(Kot Labiap Khoong Phak Pasaason Pativat Lao Samai Thii VIII [2006])。 承認後、計画は農林省官房、県計画課、県官房の3カ所に送られるが、郡と 同様に県でも、この時点で知事と党常務委員会の承認は得ていないという。

以上から、アッタプー県の場合は郡と県で農林部門内の党組織が関与するが、行政側委員会への党委員会メンバーの参加を党組織の承認と「みなす」間接的な関与となっている。「みなし」はセコーン県、ボリカムサイ県、チャンパーサック県パクセー郡などでもみられた。そして、上級に計画が送られる際、規定どおりに知事・郡長や党常務委員会の承認を得ているわけではなかった。

党組織の関与を基準に、地方農林部門の計画作成過程をまとめると表5のようになる。表からは、農林部門における計画作成過程では通達過程よりも党組織が関与する県や郡が多いことがわかる。これは、計画作成過程が通達過程よりも重要であり、党側または行政側が党組織の承認を必要と考えるからであろう。しかし、必ずしもすべての県や郡で党組織が関与しているわけではなく、党組織の承認が絶対必要というわけではない。つまり、下級の党組織の役割は統一されておらず、承認は下級党組織や行政の判断に任されていると考えられる。また、行政側の承認をメンバーの重複を理由に党組織の承認とする「みなし」が行われていることもわかった。これは、党幹部と国家幹部が重複しているが故になされることである。言い換えれば個人の帰属の二重性により党と国家の機能は区別されていないのである。

では、最後に中央農林省の計画作成過程をみよう。農林省の各局は<sup>588</sup>各県の計画を参考に局の計画を作成し計画局に送付する。計画局は国家農林計画をまとめた後、各局との個別協議にて計画を修正し、大臣、副大臣、官房局長に送る。3人は省委員会メンバーであるが、会議を開催するのではなく各人が計画案にコメントを付し計画局に戻す。これを受けて計画局は各局と協力しながら計画を修正し、再度大臣に計画を送る。その後、計画は省内党委員会で審議され、大臣の署名を経てCPIと首相府に送られることになる(調

県レベル	県名
党委員会 / 党単位が直接的に関与する。	サラワン県、サワンナケート県、ウドムサ
	イ県
党委員会 / 党単位が間接的に関与する。	アッタプー県、チャンパーサック県、セコ
	ーン県、ボリカムサイ県
 党組織が関与しない。	ヴィエンチャン県,ルアンパバーン県,カ
	ムアン県、ポンサリー県
郡レベル	郡名
党単位が直接的に関与する。	サラワン郡 (サラワン), カイソーン・ポ
	ムヴィハーン郡 (サワンナケート), パク
	サン郡 (ボリカムサイ)
党単位が間接的に関与する。	サマッキーサイ郡 (アッタプー) パクセー
	郡(チャンパーサック県)
 党組織が関与しない。	ラマーム郡 (セコーン), タケーク郡 (カ
	ムアン), ポンホーン郡 (ヴィエンチャン),
	ポンサリー郡 (ポンサリー)

表5 地方農林部門計画作成過程への党組織の関与

(出所) 聞き取り調査をもとに筆者作成。

(注) かっこ内は県名。

査番号84,85,86)。つまり、国家農林計画は最終的に農林省内の党最高意思 決定機関である党委員会の承認を得ている。

# 3. 地方全体計画作成過程

次に地方全体計画の作成過程をみる。表6は調査を行った各県・郡の計画 作成過程である。表からは、作成過程が県や郡ごとに異なっているが重要な 段階では必ず党常務委員会が関与していることがわかる。以下では、2県の 事例から具体的な過程をみることにする。

#### (1) サワンナケート県の例 (調査番号35~38, 45~48)

ウトゥムポーン郡では経済計画は郡官房がまとめ、計画事務所は各部門の 公共投資プロジェクト案をまとめる。通常、経済計画は各部門が重点業務や

表 6 地方全体

				9		四月五件
		ポンサ	ルアン		ウドム	ルアンパ
	過程	リー県	ムター	-県	サイ県	バーン県
	73 II.	郡	ルアンナ ムター郡	シン郡	サイ郡	ルアンパ バーン郡
	計画事務所が各部門の計画をまとめる		1	1	1	1
	その際,所内会議を開催する その際,所長・副所長と協議する		× ×	×	×	1 ×
	その際、所及・副所長と励識する		× ×	×	×	1
	その際、所内党単位と協議する		×	×	×	×
	その際、党常務委員会と協議する		×	$\times$	×	×
	官房が計画をまとめる		×	$\times$	×	×
	計画事務所所内委員会が承認する		×	×	2	×
	郡計画承認会議にて承認する 郡長・副郡長に提出する		× ×	2 ×	×	×
	党常務委員会会議で協議する		×	×	×	2
	計画事務所/官房が計画を修正する	調	×	×	×	×
郡	党常務委員会拡大会議	査なし	2	3	3	3
	参加者:郡書記・副書記、郡長・副郡長	î	0	0	0	0
	党常務委員会・執行委員会 8 組織・各部門代表		0	0	0	0
	軍・公安代表		×	_	×	Õ
	裁判所・検察院		×	×	×	×
	国有企業		×	$\times$	×	×
	村長/基層党単位書記		×	×	×	×
	計画事務所が計画を修正する 党常務委員会会議で承認する		3 ×	4 ×	4 5	4 ×
	郡長/計画事務所長が署名し上級に送付する		4	5	6	5
	県官房に送付		_	×	×	5
	県計画課に送付		4	5	6	5
	計画課が各部門と郡計画をまとめる	1	1		1	1
	その際, 課内会議を開催する その際, 課内委員会(課長・副課長)と相談	1 ×	× ×		×	1 ×
	その際、党単位が指導を行う	1	×		1	1
	その際、党常務委員会に相談	×	×		×	1
	課内会議で承認する	×	×		×	2
	課内委員会で承認する	×	×		×	×
	課内党単位で承認する 県計画承認会議で承認する	×	× ×		× ×	× ×
	党常務委員会会議を開催する	×	×		×	3
	党執行委員会会議を開催する	×	×		×	×
	計画課が計画を修正する	×	×		×	×
	党常務委員会会議を開催する(2回目) 党常務委員会拡大会議準備会議	×	× ×		×	× ×
県	党常務委員会拡大会議	2	2		2	4
>II	参加者:党書記・副書記、知事・副知事	Ō	Õ		Ō	Ô
	党常務委員会・執行委員会	0	0			0
	8 組織・各部門代表	0	0		0	0
	軍・公安代表 国有企業				×	0
	国有近来 民間企業	×			×	×
	郡長	_	_		ô	×
	県選出国会議員	0	_		×	×
	計画課が計画を修正する	3	3		3	5
	党常務委員会拡大会議を開催する(2回目) 党常務委員会で承認する	× 4	× 4		×	× 6
	知事・計画課長が署名し上級に送付する	5	5		4	7
	首相府	×	×		×	×
	CPI	5	5		4	7

<sup>(</sup>出所) 聞き取り調査をもとに筆者作成。

<sup>(</sup>注) 数字は順序を示す。( ) は実施される場合とされない場合を意味する。×は実施しない、

計画作成過程

ヴィエン チャン県	首都ヴィエ ンチャン	ボリカム サイ県	カムア ン県	サワンプ	トケート県	サラワ ン県	セコー ン県	チャンパー サック県	アッタプ ー県
ポンホー ン郡	郡	パクサン 郡	タケー ク郡	カイソ ーン郡	ウトゥム ポーン郡	サラワ ン郡	ラマー ム郡	パクセー郡	サマッキ ーサイ郡
1		1	1	1	×	1	1	1	1
× ×		× ×	×	×	× ×	1 1	1 1	× ×	× ×
×		×	1	×	×	×	×	×	×
×		×	×	×	×	×	×	×	×
×		×	$\times$	×	×	1	×	×	×
×		×	×	×	1	×	×	×	×
× ×		× ×	×	× ×	× ×	×	× ×	× ×	× ×
$\hat{2}$		2	2	×	×	×	×	×	×
3		3	×	2	2	2	2	2	×
	調査なし	4	3	3	3	3	3	3	×
	金な	×	4	4	4	4	4	4	2
_	Ĺ	× ×	0	0	0	0	0	0	0
		×	0	0	Ö	0	0	Ö	Ö
_		×	×	ŏ	×		×	ŏ	ŏ
_		×	×	×	×		×	×	×
_		×	×	×	0	×	×	×	×
		× ×	× 5	O 5	○ 5	5	× 5	× 5	× 3
		× ×	o ×	×	6	6	6	6	4
4		5	6	6	7	7	6	7	5
×		_	×	6	7	7	6	×	5
4		5	- 6	6	7	7	6	7	5
1	1	1	1		1	1	1	1	1
1 ×	1 ×	× ×	1 1		1 ×	1 1	$\times$ 1	× 1	1 1
1	×	1	×		×	×	×	×	×
×	×	×	×		×	1	×	×	1
×	×	×	×		2	×	2	×	2
×	×	×	2		×	×	×	×	× (a)
× ×	× ×	× ×	× 3		×	$\stackrel{\times}{2}$	×	× ×	(3) ×
×	×	×	×		×	×	3	2	4
×	×	×	×		×	×	×	3	×
×	×	×	4		×	3	$\times$	4	5
×	×	×	×		×	×	×	5	6
$\stackrel{ imes}{_{2}}$	× 2	× 2	×		× 3	×	× 4	× 6	7 8
Ő		Ő	×		$\tilde{\circ}$	×	<u> </u>	Ö	Ö
	0		×		0	×			00
Ō					$\sim$	$\times$			$\circ$
	$\circ$	0	×		Õ		0		9
$\sim$	_		×		0	×			0
$\circ$	×	0	× ×		_	× ×	0	○ ○(銀行のみ)	0
×	 × ×	0 0 ×	× × ×		_	× × ×	0 0 ×	○ ○(銀行のみ) ×	0 0 ×
○ × ○ ×	× × ○ ×	0 × 0 ×	× ×		_	× ×	0 0 × 0 0	○ ○(銀行のみ) × ○ ×	0 × 0
○ × ○ × 3	× × ○ × 3	○ × ○ × 3	× × × × ×		 	× × × × ×	0 × 0 5	○ ○(銀行のみ) × ○ × 7	○ × ○ 9
○ × ○ × 3 ×	× × × 3 ×	○ × ○ × 3 4	× × × × ×			× × × × ×	0 × 0 5	○ (銀行のみ) × ○ × 7 ×	○ × ○ 9 ×
○ × ○ × 3 × 4	× × × × × 3 × 4	<ul><li></li></ul>	× × × × × × 5			× × × × × 4	0 × 0 5 6 7	○ (銀行のみ) × ○ × 7 × ×	0 × 0 9 ×
○ × ○ × 3 ×	× × × 3 ×	○ × ○ × 3 4	× × × × ×			× × × × ×	0 × 0 5	○ (銀行のみ) × ○ × 7 ×	○ × ○ 9 ×

<sup>○</sup>は参加者を意味する。網かけ部分は党組織の関与を示している。

数値目標を記載する文章部分と、プロジェクト名や金額が記載されている公 共投資プロジェクト案の2つにより構成されている。一般的には計画部門が この2つを作成するが、ウトゥムポーン郡では他の郡と異なり、官房が前者 を、計画事務所が後者を担当している。計画事務所はまず各部門から提案さ れたプロジェクト案に優先順位をつける。

たとえば、2006/07年度公共投資プロジェクト案については、郡内の主要な党・政府機関<sup>69</sup>から合計64のプロジェクト案が提案され、分野ごとに優先順位が付けられた。農林部門からは12のプロジェクトが提案され、土地森林分配事業(予算額747万500キープ)が第1位、保護林管理プロジェクト(予算額424万3000キープ)が第2位というように、12位まで順位づけがされている(Mueang Uthumphoon Hoongkaan Phaenkaan Sangluam [2006])。その後、プロジェクト案は郡官房を通じて郡党常務委員会に提出され、委員会の意見にもとづいて計画事務所が修正を行う。最終計画は郡長に提出され、郡長の署名後に県計画課に提出される。一連の過程で計画事務所内の党単位が関与することはない。

重点業務や数値目標などが記載された文書部分は、郡官房が各部門の計画をもとに作成し、郡党常務委員会に提出する。計画作成の際に官房内の党単位が関与することはない。委員会の意見にもとづき官房が計画を修正し、その後、郡党常務委員会拡大会議で検討される。参加者は、郡党書記(兼郡長)、副書記、副知事、郡党常務委員、党執行委員、各事務所長、8組織(官房、党組織委員会、党宣伝・訓練委員会、検査委員会、建国戦線、ラオス人民革命青年団、女性同盟、労働連盟)の代表、水道公社、電力公社、銀行、基層党組織代表である。会議結果をもとに官房が計画を修正し、再び党常務委員会に提出する。党常務委員会が修正事項を確認後、郡長が署名し県に送付する。

一方、カイソーン・ポムヴィハーン郡計画事務所では、計画作成後、まず郡党常務委員会会議で検討され、各部門の公共投資プロジェクト案の採用/不採用、また優先順位を決定する。この過程で財務事務所と合同で形成している党単位は関与しない。この後、郡党常務委員会拡大会議が開催される。

会議には、郡党書記(兼郡長)や副書記、副郡長を含む郡党常務委員、党執行委員、各事務所長、8組織の代表、軍、公安の代表、村長が参加する。会議後、計画事務所は会議結果にもとづき計画を修正し、郡官房を通じて党常務委員会に提出する。そして、党常務委員会会議にて最終的な承認を受け、県官房と県計画課に送付する。

各郡や県内各部門から計画を受け取った県計画課は県計画をまとめ、県知事に提出する。その際、課内の党単位が関与することはない。計画や公共投資プロジェクト案は県党常務委員会拡大会議で検討される。会議参加者は、党書記 (兼県知事)、副書記、副知事、県党常務委員、県党執行委員、各課長、8組織の代表、各郡長、軍と公安代表である。年によっては国有企業や民間企業代表も参加する。会議結果をもとに計画課が修正し、再度党常務委員会に提出する。党常務委員会の承認後、知事と計画課長の2人が署名しCPIに送付する。

# (2) アッタプー県の例 (調査番号74,76)

サマッキーサイ郡計画事務所では所長が各部門の提案した公共投資プロジェクト案に優先順位をつけるとともに、全体計画をまとめる。その際、郡官房と計画事務所が合同で形成している党単位は関与しない。その後、計画は毎週金曜日に開催される党常務委員会拡大会議で報告、検討され、公共投資プロジェクト案の優先順位が決定される。その際、少なくとも党常務委員7人中3人以上の出席が必要となる。計画事務所は拡大会議での意見にもとづき計画を修正し、再度拡大会議に提出する。この過程を数回繰り返し、党常務委員会拡大会議で承認された後、郡長と計画事務所長の2人が計画に署名し、県官房と県計画課の2カ所にそれぞれ送付する。

各郡と県各部門の計画を受け取った県計画課は課内委員会と相談しながら 計画を作成する。その際、課内委員会は県党常務委員会と常に協議する。な かでも、副書記兼副知事(経済担当)の指導を受け計画をまとめ、公共投資 プロジェクト案に優先順位を付ける。計画作成後、課内で全体会議を開催し 計画を検討する。この過程で不明な点があれば各部門に計画を修正させる。 以上の過程で課内党単位が関与することはない。承認された計画は県党常務 委員会に提出され,委員会の意見にもとづき計画課が関係各機関と協力しな がら計画を修正する。その後計画は党常務委員会拡大会議に送られ,公共投 資プロジェクト案が決定される。会議には,県党書記(兼県知事),副書記 2人,副知事,県党常務委員,県党執行委員,各部門の長,郡長,8組織の 代表,軍、公安,国有企業,銀行代表と県選出国会議員が参加する。会議結 果にもとづき計画課が計画を修正し,県党常務委員会に再度提出する。党常 務委員会が同意後,県知事が計画に署名し首相府と CPI の 2 カ所に送付する。

地方計画作成過程を党組織の関与を基準に分類すると表7のようになる。 表からは、関与の仕方は異なるものの、調査を行ったすべての県と郡において党常務委員会が関与していることがわかる。郡から県、県から中央と、下級から上級に計画が送られる際には必ず当該級の党常務委員会の承認を得ているのである。これは、重要案件がひとつ上の級に送られる際には必ず当該級の最高意思決定機関である党常務委員会の承認が必要ということであろう。一方、県計画課や郡計画事務所に設置されている党組織の関与は、ボリカムサイ県、ウドムサイ県、ヴィエンチャン県、ルアンパバーン県、ポンサリー県の5県、タケーク郡とルアンパバーン郡の2郡しかなかった。これは、計画作成という重要な場合でも末端党組織の関与は絶対的なものではなく、通達過程と同様に任意といえる。

# 4. 党常務委員会の役割

地方計画作成過程における党常務委員会の具体的な役割を知るには、党常 務委員会内でどのような議論が行われ、物事が決定されているかをみる必要 がある。しかし、党常務委員会における具体的な議論内容や過程について知 ることは困難であり、資料へのアクセスも難しい。したがってここでは、県

表7 地方計画作成過程への党組織の関与

県レベル	県名
党常務委員会拡大会議を開催し、かつ党	サワンナケート県、アッタプー県、セコー
常務委員会単独でも会議を開催し承認す	ン県、チャンパーサック県、ルアンパバー
る。	ン県、ルアンナムター県、ヴィエンチャン
	県, 首都ヴィエンチャン, ポンサリー県,
	ボリカムサイ県
党常務委員会拡大会議を開催せず、党常	サラワン県
務委員会の単独会議で承認する。	
党常務委員会拡大会議のみで承認する。	ウドムサイ県
計画部門内党単位が指導を行う。	ボリカムサイ県,ウドムサイ県,ヴィエン
	チャン県、ルアンパバーン県、ポンサリー
	県
郡レベル	郡名
党常務委員会拡大会議を開催し、かつ党	サマッキーサイ郡 (アッタプー) ウトゥム
常務委員会単独でも会議を開催し承認す	ポーン郡 (サワンナケート), ラマーム郡
る。	(セコーン), サイ郡 (ウドムサイ), カイ
	ソーン・ポムヴィハーン郡(サワンナケー
	ト), サラワン郡 (サラワン), パクセー郡
	(チャンパーサック)
党常務委員会拡大会議を開催せず、党常	ポンホーン郡 (ヴィエンチャン県), パク
務委員会の単独会議で承認する。	サン郡 (ボリカムサイ)
党常務委員会拡大会議のみで承認する。	ルアンナムター郡 (ルアンナムター), シ
	ン郡 (ルアンナムター), ルアンパバーン
	郡 (ルアンパバーン), タケーク郡 (カム
	アン),
計画部門内党単位が指導を行う。	ルアンパバーン郡 (ルアンパバーン), タ
	ケーク郡 (カムアン)

(出所) 聞き取り調査をもとに筆者作成。

(注) かっこ内は県名である。

党常務委員会の構成や県党書記の権限から、党常務委員会の役割について考 えてみたい。主に2つの特徴を指摘できる。

表8は調査時における7県,9郡の党常務委員会の構成である<sup>60</sup>。表8からは、党常務委員会が知事や郡長を兼任する党書記、副知事や副郡長を兼任

県名	ポンサリー県	ルアンパバーン県	ヴィエンチャン県	首都ヴィエンチャン	ボリカムサイ県
	県党書記(県知事)	県党書記(県知事)	県党書記(県知事)	都党書記	県党書記(県知事)
	副書記(副知事1)	副知事	副書記(副知事1)	都知事	副書記1 (副知事1)
	副知事2	副書記	副知事2	副知事	副書記2
	副知事3	組織委員会委員長	組織委員会委員長	宣伝・訓練委員会委	副知事2
进	ニョートウー郡郡長	建設戦線議長	宣伝・訓練委員会委員	員長	組織委員会委員長
構成員	教育課長	計画・投資課長	長	国防委員長	公安委員長
員	国防委員長	県軍政治局長	建設戦線議長	公安委員長	教育課長
			公安委員長	建設戦線議長	
			国防委員長	党・政府検査委員会	
			旧サイソムブーン特別	委員長	
			区長		
郡名	郡レベルの調査なし	ルアンパバーン郡	ポンホーン郡	郡レベルの調査なし	パクサン郡
		郡党書記 (郡長)	郡党書記 (郡長)		郡党書記 (郡長)
		副書記(副郡長1)	副書記・党・政府検査		副書記 (副郡長)
		副郡長2	委員会委員長		副郡長
		副郡長3	副書記 (副郡長)		国防・公安委員長
		公安委員長	組織委員会委員長		党・政府検査委員会
		国防委員長	国防委員長		員長
		組織委員会委員長			
構成員					
肾					

<sup>(</sup>出所) 聞き取りをもとに筆者作成。

<sup>(</sup>注) ルアンパバーン県は2006年6月5日現在, ルアンパバーン郡は2006年6月6日現在, ボリ26日現在, サマッキーサイ郡は2006年7月27日現在, ヴィエンチャン県は2006年5月18日現在, 20日現在, 首都ヴィエンチャンは2006年11月17日現在, チャンパーサック県は2006年7月17日年7月25日現在, カムアン県は2006年6月6日現在, タケーク郡は2006年4月21日現在, カイ員である。

#### 常務委員会構成

カムアン県	サワンナケート県	サラワン県	セコーン県	チャンパー サック県	アッタプー県
県党書記(県知事)	不明	県党書記 (県知事)	県党書記 (県知事)	県党書記	県党書記 (県知事)
副書記(副知事1)		副書記1	副知事1	県知事	副書記1
副知事2		副書記2	副知事2	官房長	副書記2
県党常務委員会常		副知事1	建設戦線議長	副知事	副知事
任委員		副知事2	?	副書記	サマッキーサイ郡
組織委員会委員長			?	国防委員長	郡長
国防委員長			?		国防・公安委員長
女性同盟議長					教育課長

タケーク郡	カイソーン・ポムヴィハ ーン郡	サラワン郡	ラマーム郡	パクセー郡	サマッキーサイ郡
郡党書記 (郡長)	郡党書記 (郡長)	郡党書記 (郡長)	党書記 (郡長)	不明	党書記 (郡長)
副郡長1	副書記(副郡長)	副書記・党・政府	副書記		副書記 (副郡長1)
副郡長2	副書記・宣伝・訓練委員	検査委員会委員長	副郡長		副郡長2
組織委員会委員長	会委員長	副郡長1	党・政府検査委員		国防・公安委員長
国防・公安委員長	公安委員長	副郡長2	会委員長		教育事務所長
	組織委員会委員長	建設戦線議長	女性同盟議長		建設戦線議長
	女性同盟議長				人民裁判所所長
	党・政府検査委員会委員				
	長				
	ウトゥムポーン郡				
	郡党書記 (郡長)				
	副書記・組織員会委員長				
	党・政府検査委員会委員				
	長				
	検察・裁判所担当委員				
	国防・治安担当委員				

カムサイ県は2006年 6 月15日現在、パクサン郡は2006年 6 月14日現在、アッタプー県は2006年 7 月 ポンホーン郡は2006年 5 月18日現在、サラワン県は2006年 7 月19日現在、サラワン郡は2006年 7 月 現在、ポンサリー県は2006年 2 月27日現在、セコーン県は2006年 7 月24日現在、ラマーム郡は2006 ソーン・ポムヴィハーン郡は2006年 1 月31日現在、ウトゥムポーン郡は2006年 5 月31日現在の構成

する副書記、そして経済部門と関係のない軍、公安、党組織、大衆組織代表により構成されていることがわかる。経済関係部門の代表が入っているのは計画課長が委員となっているルアンパバーン県だけである。副知事・副郡長の1人が必ず経済担当とはいえ、このような構成では専門的観点から議論が行われるとは考えられない。したがって、党常務委員会で公共投資プロジェクトの優先順位が決定される際、メンバーが各人の利害を考慮し、恣意的または政治的判断が下される可能性が高いといえる。そして、とくに党中央執行委員が県党書記を務める県レベルでは、党常務委員会が県党書記とそれ以外のメンバーの利害調整の場としても機能していると考えられる。

2001年以降,すべての県の県党書記は党中央執行委員が兼務するようになった。党書記は形式的には各級の党大会で「選出」されるルールだが、実質的には政治局が任命している。つまり、彼らは権力基盤を中央に置く中央の利害代表者である。一方、県党書記以外の常務委員はほとんどが地元に権力基盤を置く地方幹部である。もちろん、両者には共通の利害もあるが、権力基盤が異なるために利害対立が起きても不思議ではない。党の基本原則は民主集中制を基本とする集団指導体制である。個人1人に決定権はなく、集団で指導し、少数は多数にしたがい、一度決定が下されれば、異なる意見を有していてもそれにしたがわなければならない。ただ、県党書記には事実上の拒否権があるといわれ<sup>(41)</sup>、また、2003年10月24日に政治局が公布した県レベルの党執行委員会と党常務委員会の業務様式に関する文書では、意見が割れたときの決定権を会議議長(=県党書記)に付与すると定めている<sup>(42)</sup>。つまり、集団指導体制であっても委員会内における県党書記の影響力は大きいと考えられる。

また県知事には、各部門が作成する公共投資プロジェクト案とは別に、貧困対策など政治性の高いプロジェクトを主導的に形成する権限がある(瀬戸 [2008: 84])。通常は県党書記が県知事を兼任しているため<sup>463</sup>、書記はプロジェクト形成者であり、かつプロジェクト評価者となる。したがって、公共投資プロジェクト案を党常務委員会で議論する際、党書記は中央の利害を代表

し政治的観点から、一方その他の委員は地域や自己利益の観点から計画を検討すると考えられる。つまり党常務委員会は、中央の代表者と地方の代表者の利害調整の場として、また党と国家間や県党書記と地元幹部の間の、もしくは委員間のチェックアンドバランスを行う組織として機能している可能性が高い。だからこそ、計画作成の最終段階で必ず党常務委員会が関与するのでないだろうか。そこに、個人の帰属の二重性に依拠しない、党が組織として国家行政に関与することの意味がみてとれる。

なお, 郡党書記は当該地域出身者が多いため, 県のように党常務委員会が 中央と地方の利害対立の場とはなっていないが, 各委員の間でのチェックア ンドバランスを行う主体として機能していることは十分考えられる。

## 5. 中央の計画作成過程

最後に、中央における計画作成過程をみることにする。各県と省庁から計画を受け取った CPI では、総計画局が国家計画をまとめる。局内はマクロ経済総合分析課、地方開発計画立案課、経済計画立案課、社会・人口開発計画立案課、貧困削減計画立案課に分かれ、各県の計画は地方開発計画立案課へ、経済関係の省計画は経済計画立案課へ、社会関係の省計画は社会・人口開発計画立案課へ送られ検討される。各課がそれぞれ県や部門の計画をまとめ、マクロ経済総合分析課に送る。同課は、これらの計画をもとに国家計画を作成する際公共投資プロジェクト案に優先順位をつけ、計画を CPI 委員長に提出する。計画は全局が参加する会議で審議され、委員長が最終承認を行った後、中央部門級会議、地域会議等の順で計画案が審議、調整されることになる。この過程で CPI 内の党委員会は関与しない(調査番号81)。

2005/06年度計画については、中央部門級会議は2005年8月10日に開催され、経済開発計画と公共投資プロジェクトの優先順位が協議された(Pasaason, 2005年8月11日)。そして、この会議の後に地域会議が開催され、たとえば南部会議は8月19日~20日にチャンパーサック県パクセー郡で開催され、

南部 4 県(チャンパーサック、アッタプー、サラワン、セコーン)の投資計画数や予算などを提案し、4 県共同で行うプロジェクトや業務について意見交換を行った(*Pasaason*、2005年 8 月31日)。しかし、近年は2つの会議をまとめ、首都ヴィエンチャンで各県や省庁の代表が一堂に会し開催するようになっている。

地域会議終了後,2005年8月29日から31日にかけて閣議が開催され、計画が審議された。閣議結果にもとづき、首相府研究・総括局、財務省、CPIマクロ経済総合分析課が協力しながら計画を修正し、首相府官房を通じて党中央委員会事務局に送付する。残念ながら筆者は2005/06年度計画に関する中央執行委員会の資料を持ち合わせていない。したがってここでは、2006/07年度計画に関する党中央委員会の関与をみる。

2006年6月1日から5日にかけて第8期党中央執行委員会第2回総会が開催され、2006/07年度計画が審議された。そこでは、政府が提案した目標数値を承認するとともに、たとえば商品生産プロジェクトや焼畑削減に関する詳細な業務プロジェクトを作成するよう政府に指示を出している(Mati……[2006])。つまり、閣議で通過した経済計画は最終段階で党中央執行委員会での審議に付され、修正が加えられるのである。そして計画は修正後、2006年6月8日に開催された第6期第1回国会に提出され、承認された。

# おわりに

本章は、聞き取り調査と断片的な資料をつなぎ合わせることで、ラオスにおける経済・社会開発計画作成過程を跡づけ、その過程に各レベルの党組織がどのように関与するのかをみてきた。そこからは、党組織の関与は多様であり、下級では党と国家の機能が曖昧である一方で公共投資プロジェクトの優先順位を決定し、下級から上級に計画があがる重要な段階では必ず当該級の党最高意思決定機関が関与していること、また、党と国家の機能が区別で

きる場合があることが明らかになった。

党は、部門と地域に即した経済管理体制の構築が課題となった1977年の第2期4中総以降、この管理体制に則った経済計画作成過程の整備に着手する。当初は党組織の関与は明らかではなかったが、1990年代に入り徐々に各行政級における党組織の関与が法規で定められるようになった。現在の経済計画作成過程が確立したのは2000年代に入ってからである。

ただ、実際の経済計画作成過程をみると、党組織の関与は行政級のレベルや計画作成の段階によって非常に多様であることがわかった。通達過程と計画作成過程ともに、下級やセクター組織内に設置されている党組織の関与はほとんどみられなかった。とくに、前者の過程における党組織の実質的関与はほとんどない。これは、中央政府で決定された通達がほぼそのまま下級に下りていくためである。つまり、通達過程では党組織が関与する余地はほとんどないか、またはその重要性もないことがわかる。一方、計画作成過程では通達過程と比べて下級やセクター内党組織が関与する場合は多い。ただ、末端レベルにおける党組織の関与は、行政会議への党幹部への参加を党組織の承認とする「みなし」を行うなど、非常に曖昧なものであった。これは個人が党と国家に二重に帰属することで可能となる指導方法であり、党イコール国家の典型的な例といえる。

しかし、計画作成の重要な段階では党が組織として必ず関与し、党と国家の役割は明確に区別されていた。県と郡では、公共投資プロジェクトの優先順位を決め、計画の最終承認を行う段階では必ず当該級の党常務委員会が関与していた。とくに、県党常務委員会は、中央と地方、党と国家、また、県党書記とその他委員、委員の間の利害調整やチェックアンドバランスを行う組織として機能している可能性が高いことがわかった。そこに、党が幹部個人に完全に依存せず、また党と国家の機能を曖昧にすることなく、党が組織として国家を指導することの意味がみてとれる。

また中央では、農林省は党委員会が最終承認を行った後に CPI に計画を 提出し、国家計画については、党中央執行委員会が最終承認を行った後に、 政府が国会に提出している。中央でも計画が次の段階に進む際には必ず当該 級の党最高意思決定機関が関与しているのである。そして中央では末端で行 われている「みなし」はみられなかった。つまり、意思決定の重要な段階で は党と国家の機能は区別され、党が必ず組織として関与するのである。

反対に、重要と思われる場面でも必ずしも党が関与しない場合があった。たとえばマクロ経済目標を設定する中央における通達過程は国家目標を定める重要な過程である。にもかかわらず、その過程では、CPIや首相府内の党組織だけでなく党中央執行委員会の関与もみられなかった。つまり重要と思われる目標設定は国家主導で行われ、党の指導を必要としないのである。これは、党の戦略はすでに党大会などで明示されており、政府がそれに沿って目標を設定することが前提となっていることもあるが、専門性を必要とする分野は国家主導で行われていることを示唆している。

以上は経済・社会開発計画作成過程における一例にすぎない。その他の事例や状況によって異なる党政関係が観察できることは当然ありうる。ただ、以上の限定的な事例からも党政関係が行政レベルや意思決定の段階によって多様であり、また党と国家の機能が区別できる場合があることが明らかにできた。つまり、これまでいわれてきたような党の国家に対する絶対的優位や、党イコール国家という見方が必ずしもすべての問題や過程に適用できるわけではないのである。

「注] —

<sup>(1)</sup> 唐亮は、中国共産党による一党支配を理解するには党政関係の解明が重要であるとし(唐亮 [1997: 1])、毛里は、中国政治の核心は党と国家の関係、いわゆる党政関係であると指摘している(毛里 [2004: 142])。

<sup>(2)</sup> たとえば、ラオス人民革命党には、最高意思決定機関である政治局、党中央執行委員会、県党執行委員会、末端の党単位など、さまざまな組織がある。本章では「党組織」という場合は重要性やレベルに関係なく、すべての党の組織を指すこととし、個別の組織について言及する場合は個別の呼称を用いることにする。

<sup>(3)</sup> ラオスの財政年度は10月1日から翌年の9月30日までである。

- (4) 国家計画委員会は1975年の建国からこれまで複数回名称変更を行っている。 1999年には計画・協力委員会、2004年には計画・投資委員会となり、2007年 10月には計画・投資省への改称が決定され、2008年から同名称となっている (Samnakgaan Naanyok Latthamontii [1999, 2004], 山田 [2007, 2008])。 なお、本章では説明の必要がない限り、調査時の名称である計画・投資委員会 (CPI) に統一して使用することとする。本章で使用するその他組織名称についても同様である。
- (5) 通常は、村長1名、副村長1名~2名で構成されている。しかし場所によっては女性同盟や青年団などの大衆組織、また、保健や農業担当など村行政に関与するすべての人を含めて村委員会と呼ぶところもある。
- (6) 2006年6月に行われた第6期第1回国会での省庁再編により、①首相府、②国防省、③公安省、④外務省、⑤司法省、⑥財務省、⑦農林省、⑧工業・商業省、⑨エネルギー・鉱業省、⑩通信・運輸・郵便・建設省(現公共事業・運輸省)、⑪ラオス銀行、⑫計画・投資委員会(現計画・投資省)、③教育省、⑭保健省、⑤情報・文化省、⑥労働・社会福祉省、が設置された。記述の順番はPasaason、2006年6月9日にもとづく。
- (7) 2004/2005年度の産業別 GDP 構成比は農業45.4%, 工業(鉱業を含む) 28.2%, サービス業26.4%であった(*Pasaason*, 2005年10月11日)。
- (8) 2005年3月1日に行われた国勢調査による数値であり、調査対象は10歳以上の何らかの労働に従事する者である。また、調査では、農業を耕作農業、漁業、家畜業、その混合に分類している。国勢調査の詳細は Steering Committee for Census of Population and Housing [2005] を参照のこと。
- (9) 首都ヴィエンチャンを含め現在は17県である。調査を開始した2004年時にはサイソンブーン特別区があり、県レベルは16県・1都・1区であったが、特別区は2006年1月に廃止された。
- (10) 聞き取りを断られたり、また担当者が不在であり聞き取りを行えなかったことなどである。
- (11) たとえばカイソーン (Kaysone Phomvihane) 党書記長は(役職は当時),第 2期4中総直後の最高人民議会において「部門と地域に即した合理的な経済 管理システムを構築しなければならない。政策への指導を向上させ,統計シ ステムを構築し、経済を徐々に計画化しなければならない」(Kaysone [1977: 54])と述べている。つまり、地域の主体性を損なうことなく、部門の役割を より明確にした経済管理体制を構築し、それに沿って経済の計画化を行わな ければならない、ということである。
- (12) 特別市とは当時のヴィエンチャン特別市を指す。
- (13) 1982年の国家機構再編以降, 国家計画委員会は国家経済・計画・財政委員会に名称が変更になったが, 何年に改称されたのは不明である。

- (14) 計画・投資省計画局 (調査番号87), 農林省計画局 (調査番号85), サワンナケート県工業・手工業課 (調査番号41), ルアンナムター郡党書記 (調査番号4) への聞き取りなどによる。
- (15) 部門別管理体制とは、地方部門組織は中央と地方に二重に従属にするが、中央省庁の指導を強く受ける管理体制である。本書の第1章、第2章も参照されたい。
- (6) 2005年5月27日付「2005/2006年度経済・社会開発計画と予算計画作成に関する首相命令公布の許可を請う CPI 文書第491号」は、CPI と関係各機関が内容と数値目標に関し合意したため、首相が計画作成に関する首相命令に署名するよう提案を行っている(Khana Kammakaan Phaenkaan Lae Kaan Longthuen [2005a])。
- (17) 「2006/2007年度経済・社会開発計画作成に関する計画・投資委員会指導書第417号」は2006年4月21日に、「2006/2007年度経済・社会開発計画と国家予算計画作成に関する首相命令第06号」は2006年4月24日に公布されている(Khana Kammakaan Phaenkaan Lae Kaan Longthuen [2006]、Samnakgaan Naanyok Latthamontii [2006a])。
- (18) 現在は工業・商業省である。
- (19) 現在は投資奨励局となっている。
- 200 2006年,首相府官房は首相府官房と内閣官房に分割され,前者は儀典や一般事務を担当し、それ以外の専門業務は内閣官房に移管されることになった (Samnakgaan Naanyok Latthamontii [2006b, 2006c]。筆者が聞き取りを行った 研究・総括局は現在内閣官房の一機関となっている。
- (21) 「2006/07年度計画と予算計画作成に関する会議参加についての計画・投資 課通達第412号」である(Khwaeng Luangphabaang Phanaek Phaenkaan Lae Kaan Longthuen [2006a])。
- 22) 「2005/06年度開発計画執行状況をまとめ、2006/07年度計画を作成する計画・投資課通達第413号」である(Khwaeng Luangphabaang Phanaek Phaenkaan Lae Kaan Longthuen [2006b])。
- 23) 2006年4月24日付の「2006/2007年度経済・社会開発計画と公共投資計画作成に関する計画・投資課通達第200号」である(Khwaeng Boolikhamsai Phanaek Phaenkaan Longthuen [2006])。首相令ではGDP成長率は8%を下回らないとしているが(Samnakgaan Naanyok Latthamontii [2006a]),県通達では8%以上としている。
- 24) 「2005/2006年度経済・社会開発計画執行状況報告をまとめ、2006/2007年度 計画作成に関する通達第33号」である(Mueang Luangphabaang Hoongkaan Phaenkaan-Sangluam [2006])。
- 25) これは、ルアンパバーン県での聞き取りではなく、ヴィエンチャン県計画

課での聞き取りによるものである。ルアンパバーン県計画課での聞き取りで は理由に関する明確な回答は得られなかった(調査番号10)。ヴィエンチャン 県計画課によると、計画作成はルーティン作業であり、通達が公布される前<br/> から作成を始めており、通達公布日や期日は重要でないとしていた(調査番 号20)。

- (26) 開発村グループとは、貧困削減を目的に2004年から始まった包括的な山岳・ 農村開発政策であり、近隣の5~7村をひとつのグループにまとめ、総合力 を高めることをねらいとしている(Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [2004])。本書第2章を参照されたい。
- 27) 2004年10月28日付で、農林省関連局長、グループ長、研究所長宛に「第5 次(2001~2005年)5カ年農林計画執行総括推計と第6次(2005~2010年) 5カ年計画作成に関する農林省官房通達第1722号 | が公布されている (Kasuang Kasikam Lae Paamai [2004])<sub>o</sub>
- 28 現在は公共事業・運輸省と国家郵便・通信機構に分割された。
- (29) 2005年5月16日付「2004/2005年度経済・社会開発計画と予算計画執行8カ 月の総括、年度推計、2005/2006年度経済・社会開発計画策定に関する通信・ 運輸・郵便・建設官房通達第5727号」である(Kasuang Khommanakhom Khonsong Paisanii Lae Koosang Hoongvaakan Kasuang [2005]).
- 30 現在は商業省と工業・手工業省が合併し、工業・商業省となっている。
- (31) 「過去9カ月における農業・森林業務、公共投資、借入、援助、民間投資執 行状況の総括、年間推計、管轄内における2006/2007年度計画作成に関するヴ ィエンチャン県農林課通達第1043号 | である(Phanaek Kasikam Lae Paamai Khwaeng Viangchan [2006]).
- (32) 計画を作成するとしたのはルアンパバーン郡 VM 村であるが、たとえば村 の橋の建設などの要求を郡に伝える程度の計画である(調査番号15)。サワン ナケート県カイソーン・ポムヴィハーン郡 NK 村は年によっては作成すると していた (調査番号52, 53)
- (33) 近年は、正党員が3人以上であっても、党員数がさほど多くなければ近隣 村と合同で党単位を形成する場合がある。たとえば、サワンナケート県カイ ソーン・ポムヴィハーン郡 LLK 村と NK 村、TU 村はそれぞれ党員が 3 人お り. また. ND 村は7人いるが、4村合同で党単位を形成している (調査番号 52, 53, 54, 59)
- (34) たとえば、ルアンナムター郡 (調査番号 6)、サラワン郡 (調査番号73)、 ラマーム郡 (調査番号69)、パクサン郡 (調査番号26) などである。
- (35) 各部門は公共投資プロジェクト案を複数作成する。通常は、プロジェクト 名と金額が記載された簡易なものが提出されるが、それとは別に詳細なプロ ジェクト提案書が内部で作成されている。

- (36) サラワン県農林課内には調査当時で54人の党員がおり、課内は6つの党単位に分かれていた(調査番号71)。
- (37) 必ずしも課長が党組織のトップを務めるとは限らず、行政の役職と党の役職が逆転している場合がある。
- (38) 調査時には、組織・職員局、検査局、栽培局、畜産・水産局、気象・水文 局、灌漑局、森林局、農林研究所、農林促進班があった。
- (39) 郡官房, 計画, 農林, 商業, 通信・運輸・郵便・建設, 保健, 教育, 労働・社会福祉, スポーツ, 工業・手工業, 情報・文化の各事務所, 青年同盟, 建国戦線, 党組織委員会, 労働連盟, 党・政府検査委員会, 宣伝・訓練委員会, 人民検察院, 女性同盟から公共投資プロジェクトが提案された。
- (40) いくつかの県, 郡における党常務委員会の構成は不明である。これは, 聞き取り時に回答が得られなかったか, または聞き取り相手がすべての構成員を答えられなかったことが理由である。
- (41) 瀬戸は「県党書記は、自身の意見と他の常務委員の意見が異なるときに議 決を行わず、再検討を求める権限を有している」とし、県党書記は事実上の 拒否権を有していると指摘している(瀬戸[2008:80])。
- (42) これは、2003年10月24日付で公布された「首都・県・特別区の県党執行委員会、県党常務委員会の業務様式に関する政治局決定第07号」の第4条で定められている(Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak [2003])。
- (43) まれに県党書記と県知事を異なる人物が務めており、2人体制を敷いている県がある。たとえば2008年時点では、チャンパーサック県、シェンクアン県、ヴィエンチャン県が2人体制を敷いていた。
- 44 地域会議とは、北部(ポンサリー県、ボケオ県、ルアンナムター県、ルアンパバーン県、フアパン県、シェンクアン県)、中部(ヴィエンチャン県、首都ヴィエンチャン、ボリカムサイ県、カムアン県)、サワンナケート県、南部(サラワン県、チャンパーサック県、セコーン県、アッタプー県)会議である。

# [参考文献]

#### <日本語文献>

瀬戸裕之 [2005] 「ラオスの政治制度改革における部門別管理体制に関する一考察 — ヴィエンチャン県財務部の人事管理を事例に— 」(天川直子・山田紀 彦編『ラオス 一党支配体制下の市場経済化』アジア経済研究所 71-114

ページ)。

- ---- [2008] 「ラオスの中央地方関係における県知事および県党委員会の権限に関する一考察---ヴィエンチャン県工業局の事業形成過程を中心に---」(『東南アジア研究』第46巻1号 6月 62-100ページ)。
- 唐亮 [1997] 『現代中国の党政関係』 慶應義塾大学出版会。
- 毛里和子[2004]『新版 現代中国政治』名古屋大学出版会。
- 山田紀彦 [2008] 「政治の安定と進む経済発展」(『アジア動向年報 2008』アジア 経済研究所 251-266ページ)。
- [2009]「転換期を迎えた経済開発」(『アジア動向年報 2009』アジア経済研 究所 233-250ページ)。
- 渡辺剛 [1995] 「レーニスト体制と疑似レーニスト体制の比較政治――中国本土と 台湾における党政関係を中心として――」(『筑波法制』 Vo. 18 No. 2 229-251ページ)。

### <ラオス語文献>

- Kasuang Kasikam Lae Paamai (農林省) [2004] Chaengkaan Leek Thii 1722 [通達第 1722号].
- Kasuang Khommanakhom Khonsong Paisanii Lae Koosang Hoongvaakan Kasuang(通信・運輸・郵便・建設省官房) [2005] *Chaengkaan Leek Thii 5727* [通達第5727号].
- Kaysone Phomvihane [1977] *Tatsin Chai Datsaang Lae Koosaang Phuunthaan Seetthakit Sangkhomninyom Yaang Mii Say* [勝利をもって社会主義経済の基礎を改造し、また、建設することを決意する]、Samnak Phim Chamnaai Soo Poo Poo Loo (ラオス人民民主共和国出版社).
- ---- [1984] Bot Pakoop Khwaamhen Khoong Sahaai Leekaa Thikaan Nyai Kaysoon Phomvihaan Vaa Duay Viakgaan Datpaeng Konkai Khumkhoong Seetthakit (Nai Koongpasum Peutkwaang Khoong Saphaa Latthamontii Nai Vanthii 11 Kannyaa 1984) [1984年9月11日閣僚議会拡大会議における書記長カイソーン・ポムウィハーン同志の経済管理メカニズム修正業務に関する意見].
- Khana Kammakaan Phaenkaan Haeng Lat(国家計画委員会)[1997] *Khuu Mue Saang Eekasaan Phaenkaan Lae Bot Laaygaan Samlap Phanakgaan Khwaeng* [県職員に対する計画策定マニュアル].
- Khana Kammakaan Phaenkaan Lae Kaan Longthuen (計画·投資委員会) [2005a]

  Khoo Anumat Ook Khamsang Naenam Khoong Naanyok Latthamontii Kiawkap

  Kaan Saang Phaenkaan Phatthanaa Seethakit-Sangkhom Lae Goppamaan Haeng

- Lat Sok Pii 2005-2006 Leek Thii 491 [2005/2006年度経済・社会開発計画と 予算計画作成に関する首相命令公布の許可を請う CPI 文書第491号].
- ---- [2005b] Bot Naenam Kaan Saang Phaen Phatthanaa Seethakit-Sangkhom Sok Pii 2005-2006 Leek Thii 553 [2005/2006年度経済・社会開発計画作成に関する計画・投資委員会指導書第553号].
- ---- [2006] Bot Naenam Kaan Saang Phaen Phatthanaa Seethakit-Sangkhom Sok Pii 2006-2007 Leek Thii 417 [2006/2007年度経済・社会開発計画作成に関する計画・投資委員会指導書第417号].
- Khwaeng Boolikhamsai Phanaek Phaenkaan-Longthuen (ボリカムサイ県計画・投資課) [2006] *Chaengkaan Leek Thii 200* [通達第200号].
- Khwaeng Luangphabaang Phanaek Phaengkaan Lae Kaan Longthuen (ルアンパバーン県計画・投資課) [2006a] *Chaengkaan Leek Thii 412* [通達第412号].
- —— [2006b] Chaengkaan Leek Thii 413 [通達第413号].
- Kot Labiap Khoong Phak Pasaason Pativat Lao Samai Thii VIII [第8期ラオス人民革命党規約] [2006].
- Mati Koongpasum Suunkaang Khop Khana Khang Thii2 (Samai Thii V111) [第8期党中央委員会第2回総会決議] [2006].
- Mueang Luangphabaang Hoongkaan Phaenkaan-Sangluam (ルアンパバーン郡計画・総括事務所) [2006] *Chaengkaan Leek Thii 33* [通達第33号].
- Mueang Uthumphoon Hoongkaan Phaengkaan Sangluam (ウトゥンポーン郡計画総括 事務所) [2006] *Phaenkaan Longthuen Khoong Mueang Uthumphoon Pacham Sok Pii 2006–2007* [ウトゥムポーン郡2006/2007年度投資計画].
- Naanyok Latthamontii(首相) [2002] Damlat Vaa Duay Kaan Saang Lae Khumkhoong Phaen Phatthanaa Seethakit-Sangkhom Leek Thii 135 [経済・社会開発計画作成と管理に関する首相令第135号].
- Phak Pasaason Pativat Lao Kom Kaan Mueang Suunkaang Phak (ラオス人民革命党政治局) [2003] Khoo Kamnot Vaa Duay Baepphaen Vithii Hetviak Khoong Khana Boolihaangaan Phak, Khana Pacham Phak Nakhoonluang, Khwaeng Lae Kheetphiseet Leek Thii 07 [首都、県、特別区の党執行委員会と党常務委員会の業務様式に関する規則第07号].
- ---- [2004] Khamsang Naenam Vaa Duay Kaan Saang Baan Lae Kumbaan Phatthanaa Leek Thii 09 [村建設および開発村グループ建設に関する政治局命令第09 号].
- Phanaek Kasikam Lae Paamai Khwaeng Viangchan (ヴィエンチャン県農林課) [2006] Chaengkaan Leek Thii 1043 [通達第1043号].
- Samnakgaan Naanyok Latthamontii (首相府) [1999] Damlat Vaa Duay Kaan Chattang Lae Kaan Khueanvai Khoong Khana Kammakaan Phaenkaan Haeng Lat

- Leek Thii 32 [国家計画委員会の組織と活動に関する首相令第32号].

  [2004] Damlat Vaa Duay Kaan Chattang Lae Kaan Khueanvai Khoong Khana Kammakaan Phaenkaan Lae Kaan Lonthuen Leek Thii 118 [国家計画・投資委員会の組織と活動に関する首相令第118号].
- ---- [2005] Khamsang Khoong Naanyok Latthamontii Vaa Duay Kaan Saang Phaen Phatthanaa Seethakit-Sangkhom Lae Goppamaan Haeng Lat Sok Pii 2005-2006 Leek Thii 08 [2005/2006年度経済・社会開発と国家予算計画作成に関する首相命令第08号].
- ---- [2006a] Khamsang Khoong Naanyok Latthamontii Vaa Duay Kaan Saang Phaen Phatthanaa Seethakit-Sangkhom Lae Goppamaan Haeng Lat Sok Pii 2006-2007 Leek Thii 06 [2006/2007年度経済・社会開発と国家予算計画作成に関する首相命令第06号].
- ---- [2006b] Damlat Vaa Duay Kaan Chattang Lae Kaan Khueanvai Khoong Khana Leekhaathikann Latthabaan Leek Thii 220 [政府官房の組織と活動に関する首相令第220号].
- ---- [2006c] Damlat Vaa Duay Kaan Chattang Lae Kaan Khueanvai Khoong Khana Hoong Vaakaan Samnakgaan Naanyok Latthamontii Leek Thii 221 [首相府官房の組織と活動に関する首相令第221号].
- Samnakgaan Naanyok Latthamontii Kom Kaan Pokkhoong Lae Khumkhoong Latthakoon (首相府行政・公務員管理局) [1996] *Eekasaan Kiawkap Lakkaan Khumkhoong Taam Khanaengkaan Lae Kaan Pappung Kongchak Kaan Chattang* [部門に即した管理原則と組織改革に関する文書].
- Saphaa Latthamontii (閣僚議会) [1978a] Khoo Kamnot Saphaa Latthamontii Vaa Duay Naathii, Sit Lae Khwaam Happhitsoop Khoong Bandaa Kasuang Nai Khong Kheet Khumkhoong Seetthakit [経済管理における各省の任務,権利,責任に関する閣僚議会規定].
- ---- [1978b] Khoo Kamnot Saphaa Latthamontii Vaa Duay Naathii, Sit Lae Khwaam Happhitsoop Khoong Amnaat Kaan Pokkhoong Khan Khwaeng Nai Khong Kheet Khumkhoong Seetthakit [経済管理における県級行政権力の任務,権利,責任に関する閣僚議会規定].
- ----- [1988] "Mati Tok Long Khoong Saphaa Latthamontii Vaa Duay Kaan Han Pen Phaenkaan, Sabap Leek Thii 10," [計画への転換に関する閣僚議会決議第10号] in Kasuang Kann Geun (財務省), Luaphuam Baang Eekasaan Kiawkap Mati Tok Long, Damlat, Khoo Kamnot, Khamsang, Chaengkaan Bot Naenam Tangtang Pakaatsai Tee Pii 1986-Duean Puetsaphaa 1993 [1986年から1993年5月までに公布された決議、令、規則、命令、通達、指導書集].
- Saphaa Pasaason Suungsut (最高人民議会) [1991] Latthathammanuun Haeng Saa-

thaalanalat Pasaathipatai Pasaason Lao [ラオス人民民主共和国憲法].

### <新聞>

#### Pasaason

### <英語文献>

- Adams, Do, Geok Hwa Kee, and Lin Lin [2001] "Linking Research, Policy, and Strategic Planning to Education Development in Lao People's Democratic Republic," *Comparative Education Review*, Vol. 45, No. 2, May, pp. 220–241.
- Steering Committee for Census of Population and Housing [2005] *Results from the Population and Housing Census 2005*, Vientiane Capital: Steering Committee for Census of Population and Housing.
- Stuart-Fox, Martin [1986] Laos: Politics, Economics, and Society, London: Frances Pinter.
- [2004] "Politics and Reform in the Lao People's Democratic Republic" Political Economy of Development Working Paper No.1, Program on Civil Society and Governance, College of William & Mary.

付表 調査機関と聞き取り相手一覧

	番号	県名	調査機関	聞き取り相手	調査年月日
			県レベル		
	1	ポンサリー	計画・投資課	課長	2006.2.27
	2		農林課	課長	2006.2.27
			県レベル		
	3		計画・投資課	課長	2005.6.13
			郡レベル	TUF E	2005 4 10
	4		ルアンナムター郡行政	郡長	2005.6.13
	5 6	ルアンナムター	ムアンシン計画・統計事務所 ムアンシン農林事務所	所長、副所長 副所長	2006.2.24 2006.2.22
	O		オレベル 村レベル	削別区	2006.2.22
	7		ムアンシン US 村	村長	2006.2.23
	8		ルアンナムター郡 NT 村	村長	2005.6.14
	9		ルアンナムター郡 NG 村	村長	2005.6.14
北					
部	10		計画・投資課	副課長	2006.6.5
	11		農林課	書面回答のみ	2006.6.5
			郡レベル		
	12	ルアンパバーン	ルアンパバーン郡計画・統計事務所	所長	2006.6.6
	13		ルアンパバーン県農林務所	所長	2006.7.12
			村レベル		
	14		ルアンパバーン郡 CK 村	村長	2004.11.14
	15		ルアンパバーン郡 VM 村	村長	2004.11.14
	16		ルアンパバーン郡 VS 村	村長	2004.11.14
		17 18 ウドムサイ 19	県レベル	9m	
			計画・投資課	課長	2006.2.20
	18		農林課郡レベル	副課長	2006.2.20
	19		サイ郡計画・統計事務所	副所長	2006.2.20
	10		県レベル	шили	2000:2:20
	20	ヴィエンチャン	計画・投資課	副課長	2006.5.18
	21		農林課	副課長	2006.5.18
			郡レベル		
	22		ポンホーン郡計画・統計事務所	計画担当職員	2006.5.18
中	23		ポンホーン郡農林事務所	計画担当職員	2006.5.18
部			県レベル		
	24		計画・投資課	副課長	2006.6.15
	25	ボリカムサイ	農林課	官房長	2006.6.14
	0.0	. /// 1	郡レベル	3137 E	2002227
	26		パクサン郡農林事務所	副所長	2006.6.15
	27		パクサン郡計画・統計事務所	所長	2006.6.14

番号	- 県名	調査機関	聞き取り相手	調査年月日
		県レベル		
28		計画・投資課	副課長	2006.4.20
29	カムアン	農林課	副課長	2006.4.20
		郡レベル		
30		タケーク郡計画・統計事務所	所長	2006.4.21
		県レベル		
31		県行政	副知事	2005.4.27
32		農林課	計画班長	2006.1.31
33			"	2005.9.9
34			"	2005.7.5
35		計画・投資課	計画担当職員	2006.6.21
36			副課長	2006.1.30
37			"	2005.9.9
38			"	2005.4.24
39		官房局	副局長	2005.9.9
40		商業課	対外貿易室副室長	2006.1.30
41		工業・手工業課	副課長	2005.4.25
		郡レベル		
42		カイソーン・ポムヴィハーン郡*計画・	所長	2006.6.21
3		統計事務所		
43			"	2006.1.31
44	サワンナケート	カイソーン・ポムヴィハーン郡官房室	室長	2006.1.31
45	99279-1	ウトゥムポーン郡官房室	室長	2006.6.21
46		ウトゥムポーン郡官房室	研究・総括担当者	2006.5.31
47		ウトゥムポーン郡計画・統計事務所	所長	2006.5.31
48		ウトゥムポーン郡行政	郡長	2005.4.26
49		カンタブリー郡農林事務所	所長、副所長	2005.9.9
50		カンタブリー郡行政	元副郡長	2005.4.25
51		カンタブリー郡計画・統計事務所	所長	2005.4.26
		村レベル		
52		カンタブリー郡 NK 村	村長	2005.7.5
53			"	2004.5.7
54		カンタブリー郡 TU 村	村長	2004.9.18
55		カイソーン・ポムヴィハーン郡 HMN 村	副村長	2006.7.1
56		カイソーン・ポムヴィハーン郡 ND 村	村長	2006.7.29
57		カンタブリー郡 UV	村長	2004.5.8
58		カンタブリー郡 PSN 村	村長	2004.7.24
59		カンタブリー郡 LLK 村	村長	2004.9.18
60		セポーン郡 SP 村	村長	2006.3.17

(出所) 筆者作成。

(注) \* 2005年12月7日付首相令第268号によりカンタブリー郡から改称。したがって、この表のカンタブリー郡とカイソーン・ポムヴィハーン郡は同じ行政郡である。